

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

【基本目標1】 思いやりと支えあいの地域社会をつくる

1. 障害者への理解

1－1－（1） 啓発・交流の充実

⇒計画冊子 P10

① 広報等による啓発活動の推進	●障害や障害者に関する住民の正しい理解と認識を深めるため、広報誌・ホームページ・ケーブルテレビ・冊子やリーフレット等の各種広報媒体を活用した啓発活動を展開します。	障害者福祉に関する啓発・事業紹介等を、広報誌・ホームページ・SNS・冊子等の各媒体を通じて実施	障害者福祉に関する啓発・事業紹介等を、広報誌・ホームページ・SNS・冊子等の各媒体を通じて実施	実施	障害者週間や世界自閉症啓発デーなど、広報誌への掲載や、各種パンフレットの窓口設置など、各種媒体を活用した啓発活動を実施。また、各冊子等も随時更新を行うなど、継続的に障害者福祉に関する啓発や事業紹介などの啓発活動を実施している。	継続実施	福祉推進課
	●講演会や研修会、イベント等により、障害や障害者の理解を深めるための啓発を行います。	①障害者週間ふれあいバザールを開催。 ②障害者作品のネット展示（作品写真をHP掲載）	①障害者週間ふれあいバザールを開催 ②障害者週間作品展を役場で開催	実施	12月の障害者週間中に啓発・交流等のためのイベント（ふれあいバザール等）を実施している。	今後もさまざまな講演・研修・イベント等の見直し・活性化を図る。	福祉推進課
	●援助や配慮を必要としている方が、周囲の方にそれを知らせることができるヘルプマークの配布・啓発を行い、障害についての理解促進を図ります。	福祉推進課窓口でヘルプマークを配布した。 ホームページでヘルプマークに関する情報提供を行った。	福祉推進課窓口でヘルプマークを配布した。 ホームページでヘルプマークに関する情報提供を行った。	実施	引き続き窓口でヘルプマークを配布する。ヘルプマークの在庫が不足した際には、町でヘルプカードを作成し、配布している。	継続して配布をしていく。 ヘルプマークの認知度向上に努める。	福祉推進課
② 障害者週間啓発事業の実施	●毎年12月の「障害者週間」に、関係団体・機関の参加のもと、街頭啓発やイベント等の啓発を行います。	①障害者週間ふれあいバザールを開催。 ②障害者作品のネット展示（作品写真をHP掲載）	①障害者週間ふれあいバザールを開催 ②障害者週間作品展を役場で開催	実施	①障害者通所施設の販売イベント「障害者週間ふれあいバザール」を水無瀬駅前等で開催 ②障害児サークル等の作品を展示する「障害者週間作品展」を開催。（コロナ禍で中止・縮小となり、作品写真のHP掲載のみとなっていたが、R7年度に久しぶりに直接展示を復活）	今後もさまざまな啓発活動・イベントを活性化するとともに、イベント等の見直しを行う。	福祉推進課
③ 交流機会の充実	●イベントの開催や障害者施設の開放等により、障害のある人となない人の交流の場や機会の充実を図ります。	障害者週間ふれあいバザールを開催。	障害者週間ふれあいバザールを開催。	実施	障害者週間ふれあいバザールを実施	施設開放やイベントなどの交流事業の充実について、自立支援協議会も活用して検討を進める	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

1－1－（2）福祉教育の推進

⇒計画冊子 P11

① 学校等での福祉教育の推進	●小・中学校において、講演や体験学習の機会を設けるなど、障害や障害者への理解や認識を深めるとともに、福祉意識を醸成し、心のバリアフリーを推進するための教育・啓発活動に取り組みます。 ●保育所（園）、幼稚園において、障害児を含めた全ての児童が互いに尊重し、支え合いながら集団で生活・活動することで、乳幼児期から豊かな心の醸成を図ります。	幼稚園、小・中学校において、障害者への理解を深めることを目的とした教育及び啓発活動を実施した。 保育所保育士の資質の向上を図るため、障害児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施した。	幼稚園、小・中学校において、障害者への理解を深めることを目的とした教育及び啓発活動を実施する。 保育所保育士の資質の向上を図るため、障害児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施した。	実施 実施	幼稚園、小・中学校において、人権の視点に基づき、障害児（者）に対する理解を深めるための取組を教育課程に位置付けた。 障害児の保育に必要な知識及び技術に関する理解を深め、職員の資質向上及び児童に対する保育の充実に寄与した。	小・中学校においては、教育課程に基づいた取組を推進する。特に福祉体験学習等の充実に努めることで、福祉教育の推進を図る。 町内民間園の保育士についても研修対象とし、継続実施。	教育推進課 保育幼稚園課
② 町職員に対する研修の実施	●町職員に対し、人権を尊重し、障害や障害者に関する正しい知識や、窓口やサービスにおける合理的配慮の提供等の適切な対応を身につけるための研修を行います。 ●大阪府等が実施する障害者福祉に関する各種研修を受講し、福祉担当職員の資質の向上を図ります。	町新規採用職員及び新任管理職への人権研修で、「障害者差別解消法」について説明を行った。 大阪府等が開催する障害者福祉に関する研修・講座に積極的に参加し、知識・能力の向上を図った。	町新規採用及び新任管理職職員に対し、「障害者差別解消法」について研修を実施した。 大阪府等が開催する障害者福祉に関する研修・講座に積極的に参加し、知識・能力の向上を図る。	実施 実施	町新規採用及び新任管理職職員に対し、「障害者差別解消法」について研修を実施した。 大阪府等が開催する研修や講座などの参加し、障害福祉担当職員の技術・知識の向上を図った。	職員対応要領に基づく啓発・研修に努める。 継続実施	人権文化センター 福祉推進課
③ 教職員に対する研修の実施	●すべての教職員が障害児の教育に関する理解を深められるよう努めます。 ●障害児の指導に関わる教職員の資質の向上を図ります。	島本町支援教育研究協議会において、各校園所における支援の手立てを共有するとともに、子どもの特性に応じた進学と就職に向けてできることや心理検査に関する概要や検査結果からどのような配慮や支援の手立てが可能かについて研修を実施した。	島本町支援教育研究協議会において、各校園所における支援の手立てを共有するとともに、サポートが必要な子どもの進路についてできることや、発達検査（新版K式）に関する概要と検査結果からどのような配慮や支援の手立てが可能かについて研修を実施する。（令和7年12月末時点）	実施	教職員を対象に、障害者をはじめとする多様な方々への正しい理解と適切な対応を修得するため、また人権尊重の意識を高めることを目的として研修会を実施した。	島本町支援教育研究協議会と連携した教職員研修の充実にを図る。	教育推進課

2. 権利擁護

1－2－（1）差別解消・権利擁護の推進

⇒計画冊子 P12

① 障害者差別解消への取組の推進	●障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等への周知・啓発に努めます。 ●関係機関と連携し、障害を理由とする差別に関する情報の収集や共有、相談への適切な対応、課題解決に向けた検討や調整を行うなど、差別を解消するための体制整備や取組を進めます。	障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等へのHP、広報により周知・啓発に努めた。 障害者差別に関する相談 0件 大阪府主催の差別解消研修に職員が参加。 障害者差別解消支援地域協議会を設置。	障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等へのHP、広報により周知・啓発に努めた。 障害者差別に関する相談 0件 大阪府主催の差別解消研修に職員が参加。 障害者差別解消支援地域協議会を設置。	実施	障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、地域住民や企業・団体等へのHP、広報により周知・啓発に努めた。 障害者差別解消に向け、研修等の参加により職員の理解を深めている。 令和7年度に障害者差別解消支援地域協議会を設置。協議会を活用し、地域における障害者差別解消の取組を推進していく。	令和7年度に設置した障害者差別解消支援地域協議会を活用し、地域における障害者差別解消の取組を推進していく。	福祉推進課
② 日常生活自立支援事業の活用	●社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」（みまもーる）により、知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等のうち判断能力が十分でない人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理の支援、福祉サービスの利用援助等を行い、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援に努めます。	社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業（みまもーる）」への補助を実施。 利用者31人、相談570件・訪問692件	社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業（みまもーる）」への補助を実施。 利用者32人、相談435件・訪問296件（令和7年9月末時点）	実施	社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業（みまもーる）」への補助を実施。同事業は、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などのうち、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活がおくれるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理の支援、福祉サービスの利用援助などを実施。	継続実施	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）		実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
③ 成年後見制度の利用支援	●申立ての支援や後見人等の報酬助成により、知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等のうち判断能力が十分でない人の成年後見制度利用を支援します。 ●成年後見制度の啓発を行うとともに、「法人後見」や「市民後見人」の活用等、成年後見制度を利用しやすくするための体制整備について検討します。	（障害者） 申立て 2名 報酬助成 4名 （高齢者） 申立て 0名 報酬助成 0名	<R7年12月末時点> （障害者） 申立て 1名 報酬助成 3名 （高齢者） 申立て 0名 報酬助成 0名 令和7年度に法テラス大阪の地方協議会を島本町で開催し、関係機関に法テラスの利用案内等を行った。	実施	成年後見制度利用支援事業を実施し、親族のいない障害者等の「町長申立て」、低所得の町長申立対象者への「後見人報酬助成」を実施している。 令和7年度に法テラス大阪の地方協議会を島本町で開催し、関係機関に法テラスの利用案内等を行った。	後見支援センター・中核機関の設置検討など、後見制度利用促進に向けた取り組みを進める（高齢・障害分野含め）	福祉推進課 高齢介護課
④ 障害者虐待防止対策の推進	●虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と密接に連携できるネットワークの形成を進めつつ、相談・通報への対応、調査・指導等を適切に行います。 ●障害福祉サービス等事業所における虐待防止委員会の取組や虐待防止マニュアルの作成を促進し、あらゆる虐待について福祉サービス従事者への周知徹底を図り、虐待の防止に取り組みます。	①相談・通報件数16件 ②町内施設従事者向け障害者虐待防止研修を実施	①相談・通報件数12件 （令和8年1月末時点）	実施	①福祉推進課（基幹相談支援センター）において、虐待通報・相談への対応を行う「市町村障害者虐待防止センター」としての業務を実施。 ②ホームページ・サービス冊子においても虐待防止に係る啓発や相談・通報先の周知を行っている。 ③令和6年度に、町内施設従事者向け障害者虐待防止研修を実施。	関係機関との連携を強め、適切かつ迅速な対応に努める。	福祉推進課

3. 地域福祉

1－3－（１） 地域福祉のネットワークづくり

⇒計画冊子 P13

① 小地域ネットワーク活動の推進	●小学校区単位で、社会福祉協議会（地区福祉委員会）が主体となり、地域住民の参加と協力による小地域ネットワークを整備し、障害者や高齢者等に対する援助活動を推進します。	「小地域ネットワーク活動推進事業」に対する補助を実施。	「小地域ネットワーク活動推進事業」に対する補助を実施。	実施	社会福祉協議会が実施する「小地域ネットワーク活動推進事業」に対する補助を実施した。	継続実施	福祉推進課
② 民生委員・児童委員との連携	●地域の障害者に対する相談・助言、見守り、関係機関へのつなぎ等を行う民生委員児童委員協議会の活動を支援し、情報共有を密に行うとともに、障害者や家族と民生委員・児童委員の交流など、民生委員・児童委員と連携した取組を進めます。	民生委員児童委員との連携と活動支援を実施。 相談・支援606件 （内、障害者関係31件）	民生委員児童委員との連携と活動支援を実施。 相談・支援585件 （内、障害者関係30件） （令和8年1月末時点）	実施	民生委員児童委員の活動を支援するとともに、連携を図り、地域の障害者に対する相談や支援の取組を促進した。	継続実施	福祉推進課
③ コミュニティソーシャルワーカーの配置	●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の障害者・高齢者・ひとり親家庭等への支援を行います。	C S W配置促進事業を実施（社会福祉協議会に委託）。 配置4人、個別相談支援770件、サービス利用申請支援37件	C S W配置促進事業を実施（社会福祉協議会に委託）。 配置4人、個別相談支援279件、サービス利用申請支援6件（令和7年9月末時点）	実施	社会福祉協議会に委託して「コミュニティソーシャルワーカー（C S W）配置事業」を実施。 C S Wは、地域の障害者や高齢者等が抱えるさまざまなニーズや課題、相談に対応し、関係機関へのつなぎや住民活動のコーディネートなどを実施。	継続実施	福祉推進課

1－3－（２） 福祉ボランティア活動の推進

⇒計画冊子 P14

① 福祉ボランティア活動の推進	●社会福祉協議会ボランティアセンターの運営を支援し、点訳・手話・朗読・要約筆記・介助・傾聴など、さまざまな福祉ボランティア活動を推進します。	社協に福祉ボランティア活動助成を行い、ボランティアセンターの運営支援を実施。 登録者：個人69人、団体18グループ、259人 相談26件・派遣26件（障害者関係）	社協に福祉ボランティア活動助成を行い、ボランティアセンターの運営支援を実施。 登録者：個人74人、団体19グループ、338人 相談8件・派遣26件（障害者関係） （令和7年9月末時点）	実施	社会福祉協議会に福祉ボランティア活動助成（補助）を行い、ボランティアセンターの運営を支援した。 社協ボランティアセンターでは、各種ボランティアサークル（手話・点訳・要約筆記・介助など）の運営を支援し、住民への相談・派遣サービスの提供を行っている。	継続実施	福祉推進課
② 福祉ボランティアの養成	●社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、福祉ボランティアの養成やスキルアップのための研修活動を支援します。	①町委託事業として、朗読ボランティア養成講座（入門・中級）、傾聴ボランティア養成講座（入門・在宅）を開催。 ②社協事業（町補助事業）として、各種ボランティアの養成・スキルアップ研修を開催。	①町委託事業として、朗読ボランティア養成講座（入門・中級）、傾聴ボランティア養成講座（入門・在宅）を開催。 ②社協事業（町補助事業）として、各種ボランティアの養成・スキルアップ研修を開催。	実施	①町委託事業として朗読ボランティア・傾聴ボランティア養成講座を開催した。 ②社会福祉協議会事業（町補助事業）として、要約筆記・点訳・朗読・手話などの福祉ボランティアの養成やスキルアップのための各種講座を開催している。	継続実施	福祉推進課

【基本目標2】 生活の基礎となる健康の保持・増進を支援する

1. 保健

2-1-(1) 保健サービスの充実

⇒計画冊子 P15

① 妊娠・出産期における保健サービスの充実	●妊娠・出産期における不安や経済的負担に対応するため、出産・子育て応援給付金の給付、妊産婦健診の公費負担等を行います。 ●両親教室（パパママクラス）、妊婦に対する健康相談・保健指導、産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業等を行います。	①妊婦健診（多胎妊娠の場合は5回分追加交付）、産婦健診の公費負担を実施。出産・子育て応援事業（伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業）を実施。 ②パパママクラスを実施。 5回・延182人 ③妊婦に対する相談・訪問指導を実施。 ④産前・産後ヘルパー派遣事業を実施。 延281人 ⑤産後ケア事業を実施（通所型）延107人	①妊婦健診（多胎妊娠の場合は5回分追加交付）、産婦健診の公費負担を実施。妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業）を実施。 ②パパママクラスを実施。 5回・延199人 ③妊婦に対する相談・訪問指導を実施。 ④産前・産後ヘルパー派遣事業を実施。 延382人 ⑤産後ケア事業を実施（通所型）延116人（宿泊型）延90人	実施	①妊産婦健診の公費負担や出産・子育て応援事業を実施し、妊娠・出産期における不安や経済的負担への対応に努めた。 ②パパママクラス、妊婦に対する相談・訪問指導の実施、産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業等を実施し、妊娠・出産期における保健サービスの充実を図った。 ⑤令和7年10月より宿泊型産後ケア事業を開始した。	継続実施	すこやか推進課
② 乳幼児期における保健サービスの充実	●乳幼児健診、経過観察健診の充実を図り、障害や疾病を早期に発見し、保護者をフォローしながら適切な治療・療育に結びつける体制の充実を図ります。	①乳幼児健診を実施。 4か月児健診 12回・251人 1歳6か月児健診 9回・248人 3歳6か月児健診 10回・310人 ②経過観察健診を実施。 にこにこ健診（医師） 12回・延104人 にこにこ健診（心理） 60回・延188人	①乳幼児健診を実施。 4か月児健診 12回・238人 1歳6か月児健診 10回・299人 3歳6か月児健診 11回・292人 ②経過観察健診を実施。 にこにこ健診（医師） 12回・延86人 にこにこ健診（心理） 60回・延191人	実施	乳幼児健診（4か月・1歳6か月・3歳6か月）を実施するとともに、健診の結果、経過観察が必要とされた乳幼児に対する経過観察健診（にこにこ健診）を実施した。	対象者数の増加を見込み1歳6か月児健診の実施回数を令和8年度より年10回から11回へ、にこにこ健診（心理）を60回から70回へ増やす予定。	すこやか推進課
	●育児相談、こんにちは赤ちゃん訪問等、乳幼児及び保護者に対する相談・支援の充実を図ります。	①育児・離乳食相談を実施。 12回・延167人 ②こんにちは赤ちゃん訪問を実施。 実234人	①育児・離乳食相談を実施。 12回・延200人 ②こんにちは赤ちゃん訪問を実施。 実308人	実施	育児相談、こんにちは赤ちゃん訪問等を実施し、乳幼児及び保護者に対する相談・支援の充実を図った。	継続実施	すこやか推進課
	●生活習慣病等を予防するため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診等、健診・保健指導の充実を図ります。	①特定健診・特定保健指導や各種がん検診等を実施。 ②無料対象者に受診勧奨（個別通知）を実施。 子宮頸がん検診・20歳・137人 乳がん検診・40歳・222人 各種がん検診・50歳・525人	①特定健診や各種がん検診など、健診・保健指導を実施。 ②無料対象者に受診勧奨（個別通知）を実施。 子宮頸がん検診・20歳・125人 乳がん検診・40歳・223人 各種がん検診・50歳・501人	実施	①生活習慣病予防を目的とした特定健診・特定保健指導や各種がん検診等を実施した。 ②子宮頸がん検診・乳がん検診・各種がん検診の無料対象者に受診勧奨のために個別通知を実施し、がん検診の受診率の向上を図った。	継続実施	すこやか推進課 保険年金課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）		実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
③ 成人期における保健サービスの充実	●成人に対する健康教育・健康相談の充実を図ります。 ●情報提供や意思疎通、介助への配慮・支援等、障害者が健診や相談を受けやすい体制づくりに努めます。	①健康教育を実施。 66回・延1025人 ②健康相談を実施。 35回・延585人 ③障害者が健診や相談を受けやすいよう、必要時、個別対応を行った。	①健康教育を実施。 62回・延1169人 ②健康相談を実施。 37回・554人 ③障害者が健診や相談を受けやすいよう、必要時、個別対応を行った。	実施	①健康教育・健康相談を実施し、成人期の健康に対する支援に努めた。 ②個別対応をする等、障害者が健診や相談を受けやすい体制づくりに努めた。	継続実施	すこやか推進課
	●各種予防接種や感染症対策に関する啓発・情報提供を行います。	①インフルエンザ、成人用肺炎球菌、新型コロナの予防接種を実施。 ②各種感染症に対して、ポスター掲示やホームページ、広報、SNSなどを通じて啓発、情報提供を実施。	①インフルエンザ、成人用肺炎球菌、新型コロナ、帯状疱疹の予防接種を実施。 ②各種感染症に対して、ポスター掲示やホームページ、広報、SNSなどを通じて啓発、情報提供を実施。	実施	インフルエンザ、成人用肺炎球菌、新型コロナ、帯状疱疹のを実施するとともに、感染症に関する啓発等に努めた。	継続実施	すこやか推進課

2－1－（2）健康づくり・リハビリテーションの支援

⇒計画冊子 P16

① 健康づくり活動の促進	●「いきいき百歳体操」・「かみかみ百歳体操」等、住民主体の健康づくり活動の普及・啓発を行います。	いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の各地域拠点への支援としておさらい月間を実施した。 令和6年度参加者 569人（令和6年度おさらい月間アンケート回収数）	いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の各地域拠点への支援としておさらい月間を実施。 令和7年度参加者 今後集計予定	実施	住民ひとりひとりの主体的な健康づくりを目的に、おもりを使った筋力運動「いきいき百歳体操」、口腔機能の維持向上を図る「かみかみ百歳体操」の普及・啓発に努め、保健師による指導や器具の貸出などにより、地域での開催を支援している。	継続実施	高齢介護課
	●障害者・高齢者を対象とした「水中歩行訓練事業」を行います。	高齢者の健康づくりのために、毎週火・金曜日にふれあいセンターで水中歩行訓練事業を実施した。 令和6年度 延利用者2,972人	高齢者の健康づくりのために、毎週火・金曜日にふれあいセンターで水中歩行訓練事業を実施。 令和7年度上半期終了時点 延利用者1,444人	実施	ふれあいセンター水訓練室において、高齢者・障害者を対象に水中歩行訓練を週2回開催するとともに、初心者を対象とした教室を年6回開催した。	継続実施	高齢介護課
② 在宅障害者に対する健康管理の支援	●歯科相談・歯科健診等の口腔ケアや保健師による訪問指導等、在宅障害者に対する健康管理の支援を行います。	知的障害者口腔ケア事業を令和6年7月と10月に実施	知的障害者口腔ケア事業を令和7年7月と9月に実施 令和7年10月から訪問歯科健診を開始	実施	町内の知的障害者通所施設利用者を対象に、歯科検診を行う「知的障害者口腔ケア事業」を実施した。 令和7年10月から訪問歯科健診を開始した。	継続実施	すこやか推進課 福祉推進課
③ 地域リハビリテーションの推進	●介護保険サービスの通所・訪問リハや介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、障害者や高齢者が身近な地域でそれぞれのニーズに応じた介護予防事業やリハビリテーションを受けることができるよう、体制の整備に努めます。	・いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及・啓発を実施した。 ・総合事業のサービスとして、いきいき百歳体操の場に通うことを目的とした「通所型サービスC」を実施した。 令和6年度 利用者2人	・いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の普及・啓発の実施 ・総合事業のサービスとして、いきいき百歳体操の場に通うことを目的とした「通所型サービスC」を実施 令和7年度上半期終了時点 利用者0人	実施	リハビリテーションが必要な障害者や高齢者を、地域で実施している「いきいき百歳体操」に案内し、身近な場所で参加できるように努めた。	継続実施	高齢介護課 福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

2. 医療

2－2－（1） 医療提供体制の充実

⇒計画冊子 P17

① 地域医療体制の充実	●医師会・歯科医師会等と連携し、障害者が必要な医療を地域で受診しやすい体制づくりを進めます。 ●かかりつけ医についての啓発に努め、医療機関マップの活用により情報提供を行います。 ●往診・訪問診療、訪問看護等の在宅医療を受けやすい体制づくりを進めます。 ●救急医療体制の整備・充実を図ります。	①医師会・歯科医師会等と連携し、地域の医療体制の整備やかかりつけ医の啓発に努めた。 ②広域連携により、圏域内の救命救急医療の確保を図った。	①医師会・歯科医師会等と連携し、地域の医療体制の整備やかかりつけ医の啓発に努めた。 ②広域連携により、圏域内の救命救急医療の確保を図った。	実施	①医師会・歯科医師会等と連携し、地域の医療体制の整備やかかりつけ医の啓発に努めた。 ②高槻島本夜間休日応急診療所や二次救急圏域・小児救急、救命救急センターに係る運営費の負担等により、町内の救急医療の確保を図った。	継続実施	すこやか推進課
② 障害者歯科診療の充実	●一般の歯科診療所では治療が難しい障害者（児）の歯科診療を確保するため、近隣地域で歯科保健医療サービスが受けられるよう、高槻市立総合保健福祉センター内の口腔保健センターの周知を図り、利用を促進します。	高槻市立口腔保健センターに障害者（児）の歯科診療を委託。 延利用者126人	高槻市立口腔保健センターに障害者（児）の歯科診療を委託。 延利用者218人	実施	高槻市との協定締結により負担金を支払うことで、高槻市立口腔保健センターが実施している、一般の歯科診療所の受診が難しい障害者（児）に対する歯科診療の確保に努めた。	継続実施	すこやか推進課
③ 通院への支援	●居宅介護（ホームヘルプサービス）の通院等介助により、通院時の外出介助を行います。 ●重度障害者を対象に移送サービス（タクシー代助成）を実施し、通院等にかかる交通費の軽減を図ります。	通院等介助が必要な方に、居宅介護（通院等介助）を支給決定。 移送サービス（タクシー代助成）を実施。 対象者63人・助成額1,199,380円	通院等介助が必要な方に、居宅介護（通院等介助）を支給決定。 移送サービス（タクシー代助成）を実施。 対象者56人・助成額680,848円（令和7年12/18時点）	実施	通院等介助が必要な方に、居宅介護（通院等介助）を支給決定。 移送サービスを実施し、重度障害者に対しタクシー料金助成した。（1日3,000円を限度、月3回まで利用可能）	継続実施	福祉推進課

2－2－（2） 医療費の助成

⇒計画冊子 P18

① 自立支援医療の実施	●「障害者総合支援法」に基づく自立支援医療として、身体障害者を対象とした「更生医療」、身体障害児を対象とした「育成医療」、精神障害者を対象とした「精神通院」の支給及び進達事務を行います。	①更生医療を実施。 87件・助成額1,681万円 ②育成医療を実施。 2件・助成額17万円 ③精神通院の受付・進達事務を実施。 受給者415人	①更生医療 75件・助成額1,004万円（令和7年12月末現在） ②育成医療 2件・助成額26千円（令和7年12月末現在） ③精神通院の受付・進達事務を実施。 受給者427人（令和7年12月末時点）	実施	①身体障害者の身体機能の維持・向上を図るための医療（人工透析、関節・心臓手術等）に対する医療助成（障害者自立支援医療・更生医療）を実施した。 ②身体障害児の身体機能の維持・向上を図るための医療（関節・心臓手術等）に対する医療助成（障害者自立支援医療・育成医療）を実施した。 ③精神疾患に係る通院費助成制度（障害者自立支援医療・精神通院）の申請受付・進達を行った。	継続実施	福祉推進課
② 障害者・難病者に対する医療費助成制度の実施と啓発	●福祉医療費助成制度により、重度障害者等に対する医療費助成を行います。	障害者医療を実施。 受給者694人	障害者医療を実施。 受給者728人(令和7年12月末時点)	実施	平成30年度から、対象者要件の変更、自動償還を導入した。 令和3年4月から住所地特例の変更および精神入院医療助成対象を変更した。	継続実施	福祉推進課
	●保健所と連携し、大阪府が実施する「特定医療費（指定難病）助成制度」、「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の周知・啓発を行います。	保健所と連携して対象者への情報提供に努めた。	保健所と連携して対象者への情報提供に努めた。	実施	府（茨木保健所）と連携し、ホームページやサービス冊子を活用し、特定医療費助成や小児慢性特定疾病医療費助成の周知・啓発を図った。	継続実施	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

2-2-(3) 医療的ケアへの支援

⇒計画冊子 P18

① 医療的ケアが必要な児童への支援体制の整備	●関係機関による協議の場や支援を調整するコーディネーターを活用し、医療的ケアが必要な児童のサービス利用や学校生活・地域生活を支援するための調整や検討を行います。	・医療的ケアが必要な児童について、個別にケース会議を実施。 ・自立支援協議会にこども・医ケア部会を設置し、協議・研修等を実施。➡町外の医ケア対応事業所を見学	支援学校や町内障害福祉サービス事業所等の関係機関と調整して医療的ケアが担える人材を確保し、学校生活から地域生活への移行を支援した。 令和8年度から「医ケア対応補助」を創設。医療ケアが必要な障害者を受け入れる町内の生活介護施設に、看護師配置費用、備品等整備費用を補助。	実施	ケース会議等を通じた調整や検討に加え、自立支援協議会に「こども・医ケア部会」を設置し、医ケア対応等に関する協議や研修を行っている。 R8年度から医ケア対応補助を創設。今後も医療的ケアが必要な児童への支援体制の整備を進める。	医療的ケア児等コーディネーターの活用に向けた検討を進める。 児童通所施設（放デイ、児童発達支援）での受入に向けた調整・検討を進める。	福祉推進課
② 在宅での医療的ケアに対する支援	●医療的ケアを行うための機器や消耗品の給付等、自宅で医療的ケアを行う障害者への支援を行います。	障害者日常生活用具として、ストマ装具や医療機器などを給付。	障害者日常生活用具として、ストマ装具や医療機器などを給付。	実施	障害者日常生活用具給付事業により、ストマ装具やたん吸引器、パルスオキシメータ、人工呼吸器用自家発電機、人工呼吸器用外部バッテリーなどを給付し、在宅での医療的ケアを支援した。 人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリーは品目を分離し、別に申請することができるように制度改正し、外部バッテリーの基準額を見直した。 ストマ装具の基準額を見直した。	継続実施。 自家発電機、外部バッテリーについて、人工呼吸器使用者以外も対象者とするか検討する。	福祉推進課
③ 福祉サービス利用に対する支援	●関係機関との連携や、補助・加算制度の活用等により、医療的ケアを必要とする障害者（児）に対応できる福祉施設や福祉サービス事業所の確保に努めます。	①喀痰吸引等研修費補助金（申請なし） ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付 ③重度重複障害者（身体障害1・2級かつ療育A所持）を受入れた生活介護事業所に対し、補助金を交付する「重度重複障害者支援事業補助金」を交付。	①喀痰吸引等研修費補助金を交付。（2事業所） ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付 令和7年4月から重度加算の創設 ③重度重複障害者等支援事業について制度改正を行い、令和8年度から医ケア対応補助として、看護師配置補助・備品等整備補助を拡充。	実施	①事業所を対象にたん吸引等の研修費を補助する「喀痰吸引等研修費補助」を実施。 ②看護師等を配置して医療的ケアを要する重症心身障害児等を受け入れた事業所に1日あたり7,500円の加算を行う、日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」制度を活用し、医療的ケアを要する事業所の日中活動の場の確保に努めた。 ③「重度重複障害者支援事業補助金」を交付。令和8年度から医ケア対応補助として、看護師配置補助・備品等整備補助を拡充。	医ケア児の人数は増えており、医ケア対応可能な事業所の確保に向け、さらなる働きかけや支援が必要。➡自立支援協議会での協議を踏まえ、体制の整備を進める。	福祉推進課
④ 学校等での医療的ケアに対する支援	●医療的ケアを必要とする障害児の学校・保育所（園）等への通学（所）を支援するため、必要な設備や人員の確保等、受け入れ体制の充実に努めます。	医療的ケアを要する児童3名を民間保育施設で受入れた。	医療的ケアを要する児童3名を民間保育施設で受入れた。	実施	医療的ケアを要する児童について、対象施設との調整を実施した。その結果、当該児童の発達促進に寄与した。	医療的ケア児の入園希望から入園日までに期間が短く、看護師の確保が難しく、また突発的な発生による予算確保が課題である。また医療的ケア児受入に係るマニュアル作成等の検討を進める。	保育幼稚園課
		医療的ケアを必要とする児童1名の通学に対応するため、看護師を小学校に配置した。	医療的ケアを必要とする児童1名の通学に対応するため、看護師を小学校に配置する。	実施	平成29年度に医療的ケアを必要とする児童の通学を支援するため、看護師を小学校に配置した。平成30年度以降は、看護師の確保と確実な配置を目的として看護師を複数名配置した。	継続実施	教育推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

3. 心の健康

2－3－（１） 心の健康づくりと地域包括ケアの推進

⇒計画冊子 P20

① 心の健康に関する啓発の充実	●保健所等の関係機関と連携し、講座や広報等により、心の健康や心の病、精神保健福祉に関する啓発を行います。	①広報紙・ホームページ等による啓発を実施 ②「こころの健康家族教室」については、奇数月に一回実施。	①広報紙・ホームページ等による啓発を実施 ②「こころの健康家族教室」については、奇数月に一回実施。	実施	①広報紙・ホームページ・サービス冊子等により、心の健康に関する啓発を行った。 ②茨木保健所と福祉推進課で連携しつつ広報への掲載や、精神保健福祉に関する啓発を行った。「こころの健康家族教室」を開催。	心の健康や病、精神保健福祉に関する啓発のため、関係機関と連携しつつ、地域住民に周知できるよう情報提供を行う。	福祉推進課
② 自殺予防対策の推進	●自殺対策計画に基づき、関係機関との連携のもと、うつ病等の心の病や心の健康に関する啓発、広報誌・SNS等を通じた悩みを抱える人の専門相談窓口の周知等を行い、自殺予防対策を推進します。 ●いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間においては、広報、SNSにより相談窓口等の周知を行った。 茨木保健所等と連携しつつ、自殺予防対策を推進した。 【教育推進課】 9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間においては、各校でポスターの掲示や相談窓口カードの配付等を行い、周知・啓発活動を実施した。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間においては、広報、SNSにより相談窓口等の周知を行う。 茨木保健所等と連携しつつ、自殺予防対策を推進する。 【教育推進課】 9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間においては、各校でポスターの掲示や相談窓口カードの配付等を行い、周知・啓発活動を実施する。（令和7年12月末時点）	実施	①9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間においては、広報等により相談窓口等の周知を行った。 ②茨木保健所が主催する「管内自殺対策ネットワーク会議」に町も参画。管内の行政・警察・消防・医療機関等が連携し、自殺対策の推進を図る。 ③令和7年3月に、第5期地域福祉計画(令和7～12年度)と一体的に第2期自殺対策計画を策定。	自殺対策計画に掲げた目標達成に向け、各種施策を展開する。	福祉推進課 教育推進課
③ 精神障害者への相談・支援体制の充実	●保健所や相談支援事業所等と連携し、心の健康や精神保健福祉に関する相談体制の充実に努めます。	大阪府や茨木保健所、医療、相談支援事業所等の島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催し、相談体制の充実や連携強化に努めた。	大阪府や茨木保健所、医療、相談支援事業所等の島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催し、相談体制の充実や連携強化に努めた。	実施	①福祉推進課において、精神障害者・家族への相談支援・ケースワーク業務を実施した。 ②相談支援として令和元年度より、町内の障害児(者)相談支援センターういつしゅへも相談支援業務を委託。相談体制の充実を図った。 令和2年度からは障害児(者)相談支援センターういつしゅに一元化。 ③茨木保健所の嘱託医（精神科医）がふれあいセンターに出張して対象者や家族の相談に応じる「茨木保健所こころの健康相談」の開催を支援するとともに、相談に伴うケースワークやフォローにあたり連携した。 令和3年度からは、地域包括ケアシステムの協議の場を開催、令和6年度からは自立支援協議会を再編し、くらし部会を編成した。その中で協議の場を開催した。	令和3年度より開催した島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の開催を継続するとともに、町内の相談支援事業所へのプラン移行を進めるなど、相談支援体制の充実を図る。	福祉推進課
	●精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしを送れるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催し、包括的な相談体制の充実や連携強化に努めます	令和6年度において、大阪府や茨木保健所、相談支援事業所等の福祉関係者、島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催した。	引き続き大阪府や茨木保健所、相談支援事業所等の福祉関係者、町で令和8年3月島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催した。	実施	精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、令和3年度から保健・医療・福祉関係者による島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催した。また大阪府や大阪府茨木保健所等とも連携しつつ会議を実施できた。 令和6年度からは自立支援協議会を再編し、くらし部会を編成した。その中で協議の場を開催した。	令和3年度より島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催。今後も継続的に開催する。	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
④ 精神障害者の社会参加の促進	●精神障害者の集いの場として町グループワークを開催し、レクリエーションや交流等を行います。	感染予防に努めつつ、月1回開催している。新しい内容を取り入れつつ、参加者の像に努めている。 開催11回・参加延べ41人・登録29人	月1回開催。登録者名簿の整理を行うと共に、登録者へ改めて参加したい内容や、案内方法の希望を確認し、より登録者が参加し易い取り組みとなるよう努めた。 開催10回・参加延べ35人・登録8人（令和8年1月末時点）	実施	精神障害者当事者の集いの場として「町グループワーク」を開催している。（レクリエーション・軽スポーツ・季節の行事・外出・茶話会など）※平成14年度開始 令和元年度から町内事業所に委託先を変更し、さらなる参加者の増や内容の見直しを図る。	福祉推進課
	●障害のある当事者や家族による自主的な活動を支援します。	自発的活動支援事業補助金 →3団体に補助	自発的活動支援事業補助金 →3団体に補助予定	実施	平成27年度創設の自発的活動支援事業補助金により、当事者団体や家族会の活動を支援している。	福祉推進課

【基本目標3】 子どもたちの育ちと学びを支援する

1. 療育・保育・幼児教育

3-1-(1) 療育支援体制の充実

⇒計画冊子 P21

① 障害児通所支援サービスの充実	●関係事業所と連携し、児童発達支援・保育所等訪問支援のサービス提供体制の充実に努めるとともに、「児童発達支援センター」の確保に向けた取組を進めます。	① 児童発達支援 31か所・131人 医療型児童発達支援 2か所・6人 保育所等訪問支援 7か所・15人 ②児童発達支援センターの確保については現段階では未定。	① 児童発達支援 28か所・143人 医療型児童発達支援 1か所・3人 保育所等訪問支援 4か所・8人 （令和7年12月末時点） 児童発達支援センター機能の確保に向け、大阪府発達障がい者支援センターと連携し、自立支援協議会（こども・医ケア部会）で協議を実施。	一部実施	①町内児童発達支援事業所が9か所と増加したこともあり、利用者は増加している。医療型児童発達支援は廃止され、児童発達支援と一元化された。保育所等訪問支援も令和3年度に町内に事業所が開設されたことにより利用者が増加し、現在は4か所となっている。 ②児童発達支援センター機能の確保について、圏域を含めた機能の面的整備を含め、令和8年度末までの整備に向けて協議を進める。	福祉推進課
② 児童と保護者に対する相談・支援体制の充実	●関係部局・関係機関の連携のもと、療育やサービス利用、学校生活・地域生活を切れ目なくサポートするための相談支援体制の充実を図ります。	【教育推進課】 ①支援が必要な児童について、教育・福祉・医療が連携し、合同ケース会議を実施した。 【保育幼稚園課】 ②地域生活支援拠点等施設と連携しつつ、緊急時の対応や一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援の実施により、相談体制の充実を図った。	児童発達支援センター機能の確保に向け、障害児の療育に関わる関係部局・機関が参加する会議（自立支援協議会こども・医ケア部会）を開催し、発達段階や障害の種別にかかわらず切れ目なく支援を行うための連携強化を図った。 【教育推進課】 ①支援が必要な児童について、教育・福祉・医療が連携し、合同ケース会議を実施する。 【保育幼稚園課】 ②支援が必要な児童について、関係機関と連携することにより、児童が施設で安全に過ごすことができた。	実施	必要なタイミングで関係者が集まり、ケース会議を行うほか、福祉・保健・子育て・教育など、障害児の療育に関わる各部局の連携強化・情報交換をととして、切れ目のない支援体制の整備に努めている。	継続実施
	●保護者への相談や情報提供の充実を図るとともに、保護者同士の交流や情報交換の場・機会の提供を行うなど、保護者への支援に努めます。	①利用者・住民向け冊子を更新し、配付や設置、HP掲載を実施。➡（「障害者福祉の手引き」（サービス・制度の案内）、「事業所ガイドブック」（サービス資源の紹介）、「町内事業所の販売製品・受託作業カタログ」（授産製品等の紹介） ②新規事業所の開設時には、関係団体や事業所にも周知し、保護者に情報が行き渡るよう支援を実施。 ③冊子「子育てガイド」を配布。 ④カンガルー教室対象の保護者に希望を募り、ペアレント・トレーニングを実施予定	①利用者・住民向け冊子を更新し、配付や設置、HP掲載を実施。➡（「障害者福祉の手引き」（サービス・制度の案内）、「事業所ガイドブック」（サービス資源の紹介）、「町内事業所の販売製品・受託作業カタログ」（授産製品等の紹介） ②新規事業所の開設時には、関係団体や事業所にも周知し、保護者に情報が行き渡るよう支援を実施。 ③冊子「子育てガイド」を配布。 ④カンガルー教室対象の保護者に希望を募り、ペアレント・トレーニングを実施予定	実施	①「障害者福祉の手引き」、「事業所ガイドブック」、「町内事業所の販売製品・受託作業カタログ」の配布等により、制度・資源の情報提供を図った。 ②新規事業所の開設時には、関係団体や事業所にも周知し、保護者に情報が行き渡るよう支援した。 ③冊子「子育てガイド」を配布。 ④カンガルー教室において、保護者同士の交流や情報交換の場を提供。	継続実施

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）		実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
③ 乳幼児に対する療育支援事業の実施	●発達に課題のある乳幼児と保護者を対象に、小集団による療育（ポニーの教室・幼児教室）や発達に関する相談事業（にこにこ健診・きらきら相談・ことばの相談）を行います。	・ポニーの教室を実施。 20回×2クール 参加児延174人 ※令和6年度で事業を終了。 ・幼児教室を実施。 週1回×3グループ 132回・参加児延551人 ・にこにこ健診（心理）を実施。 60回・延188人 ・きらきら相談を実施。 23回・延148人 ・ことばの相談を実施。 4回・延16人	・幼児教室を実施。 週1回×3グループ 131回・参加児延710人 ・にこにこ健診（心理）を実施。 60回・延191人 ・きらきら相談を実施。 23回・延126人 ・ことばの相談を実施。 4回・延14人	実施	発達に課題のある乳幼児と保護者を対象に教室（ポニーの教室・幼児教室）、発達に関する相談事業（にこにこ健診・きらきら相談・ことばの相談）を実施した。なお、療育機会の充実、幼児教室の低年齢化により対象者の選定が困難になったことから令和6年度でポニーの教室は終了し、令和7年度から保護者支援として、幼児教室卒室後保護者支援事業を実施。	きらきら相談は令和8年度より年20回に変更予定。 にこにこ健診（心理）を70回に変更予定。	すこやか推進課
④ 療育支援に関する連携の強化	●福祉・子育て・保健・教育等の各分野が関わる療育支援について、庁内関係部局や関係機関との連携を強化し、情報の交換や療育支援の充実に向けた検討・調整等を行います。	【教育推進課】【保育幼稚園課】 継続して教育センター連絡会を開催し、関係機関との情報共有を充実させた。また、教育相談・発達相談・個別の療育に携わる専門家と、町立保育所、幼稚園及び各小・中学校の支援教育コーディネーターとの連携を強化し、児童生徒の学校生活への支援に繋げた。	児童発達支援センター機能の確保に向け、障害児の療育に関わる関係部局・機関が参加する会議（自立支援協議会こども・医ケア部会）を開催し、発達段階や障害の種別にかかわらず充実した療育支援を行うための連携強化を図った。 【教育推進課】【保育幼稚園課】 継続して教育センター連絡会を開催し、関係機関との情報共有を充実させた。また、教育相談・発達相談・個別の療育に携わる専門家と、町立保育所、幼稚園及び各小・中学校の支援教育コーディネーターとの連携を強化し、児童生徒の学校生活への支援に繋げる。	実施	福祉・保健・子育て・教育など、障害児の療育に関わる各部局の連携強化・情報交換をとおして、療育支援体制の充実に努めている。	継続実施	福祉推進課 すこやか推進課 こども家庭課 保育幼稚園課 教育推進課

3－1－（2） 保育・幼児教育の充実

⇒計画冊子 P22

① 保育所（園）での支援保育の充実	●保育所（園）において、支援を必要とする児童が適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、職員の資質向上、保育内容の充実等に取り組めます。	支援保育を実施 34名 保育所保育士の資質の向上を図るため、障害児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施した。	支援保育を実施 35名 保育所保育士の資質の向上を図るため、障害児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施した。	実施	加配が必要な児童に対し、多くの施設で加配保育士を設置できたことで、児童の発達や成長を促すことができた。	継続実施。	保育幼稚園課
② 幼稚園での支援教育の充実	●幼稚園において、保育所（園）や小学校との連携を図りながら、支援を必要とする児童の受け入れ体制の整備、職員の資質向上、教育内容の充実等に取り組めます。	キッズサポートを実施 4名 人権保育講座を受講した。	キッズサポートを実施 4名 人権保育講座を受講した。	実施	町立幼稚園において、障害のある園児を受け入れるとともに、職員研修等、資質向上や受入体制の充実を図った。	支援員の配置について、児童数に対し、適切なバランスが取れるよう検討が必要。	保育幼稚園課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

2. 学校教育

3－2－（１） 学校教育の充実

⇒計画冊子 P23

① 就学指導の充実	●一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、児童・保護者のニーズの把握に努め、適切な就学相談・指導を行います。	町内各保育所、こども園、幼稚園及びすこやか推進課と連携し、一人一人の実態に即した適切な就学相談の実施に努めた。また、教育センター連絡会において、関係機関との情報共有、連携強化等を図るとともに、児童生徒の学校生活への支援に繋げる取組を実施した。	町内各保育所、こども園、幼稚園及びすこやか推進課と連携し、一人一人の実態に即した適切な就学相談の実施に努める。また、教育センター連絡会において、関係機関との情報共有、連携強化等を図るとともに、児童生徒の学校生活への支援に繋げる取組を実施する。	実施	福祉・子育て・保健・教育等、障害児の療育に関わる各部局の連携強化を図り、支援体制の充実に努めた。	継続実施	教育推進課
② 教育相談機能の充実	●教育センターにおいて、保護者や児童生徒に対する「教育相談」、「発達相談」を行います。 ●教育センター、小・中学校にスクールカウンセラーを配置します。 ●小・中学校、幼稚園、保育所（園）への巡回相談を行います。	①教育相談を実施 353件 ②発達（療育を含む）相談を実施 543件 ③全小・中学校にスクールカウンセラーを配置 ④巡回相談を実施	①教育相談を実施 182件 ②発達（療育を含む）相談を実施 428件 ③全小・中学校にスクールカウンセラーを配置 ④巡回相談を実施 （令和7年12月末時点）	実施	①不登校児童生徒の課題及び生徒指導上の諸問題の解決に向けて、校内ケース会議の実施するとともに、対象家庭への支援の充実に図った。 ②教育センターにおいて、特別支援に関する相談対応や専門家による発達検査等の充実に努めた。 ③教育支援センター自立支援教室パコの活動を充実させ、不登校生徒自身が進路を決定したり、学校復帰や社会的自立に向かったりする等好ましい状況がみられた。	継続実施	教育推進課
③ 支援教育の充実	●島本町支援教育研究協議会を中心に、小・中学校における支援教育の研究・研修を行うとともに、個別の教育支援計画・指導計画を活用した指導の充実に図ります。 ●「支援学級」の教育内容の充実に図るとともに、障害の程度に応じ、適切に教職員・支援員等を配置します。 ●通常学級に在籍する障害のある児童生徒を対象とした「通級指導教室」により、個別指導の充実に図ります。	①支援教育の研究・研修を実施 ②支援学級 小学校：31学級・児童206人・教員32人・支援員17人 中学校：12学級・生徒70人・教員14人・支援員4人 ③通級指導教室 小学校：4校・児童147人・教員8人 中学校：2校・生徒23人・教員2人	①支援教育の研究・研修を実施 ②支援学級 小学校：29学級・児童187人・教員30人・支援員18人 中学校：12学級・生徒73人・教員14人・支援員5人 ③通級指導教室 小学校：4校・児童169人・教員10人 中学校：2校・生徒27人・教員2人 （令和7年12月1日時点）	実施	①島本町支援教育研究協議会を中心に、支援教育に関する研究と研修を行い、個別の教育支援計画及び指導計画を活用した指導の充実に努めた。 ②各小・中学校に設置された「支援学級」において、教育内容の充実に図るとともに、適切な職員配置に努めた。 ③全ての小・中学校に「通級指導教室」を設置し、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して個別指導等の支援を行った。	支援学級及び通級指導教室に関して、小・中学校間の連携を更に強化する取組を推進する。	教育推進課
④ 進路指導の充実	●卒業後の進学や社会的自立を促すため、福祉・雇用分野や、支援学校との連携を図り、進路指導とアフターケアを行います。 ●幅広い進路選択を可能にするため、早い時期からさまざまな機会を通じて説明や情報提供を行うとともに、各中学校の実態に合わせたキャリア教育の取組を実施します。	①卒業後の進学や社会的自立を促すために、福祉・雇用分野や支援学校との連携を図り、適切な進路指導を実施した。 ②各中学校の実態に応じて、企業へのインターンシップを中心とした職業学習の取組を推進し、実践的な職業意識の育成を図った。	①卒業後の進学や社会的自立を促すために、福祉・雇用分野や支援学校との連携を図り、適切な進路指導を実施する。 ②各中学校の実態に応じて、企業へのインターンシップを中心とした職業学習の取組を推進し、実践的な職業意識の育成を図る。	実施	①卒業後の進学や社会的自立を促すため、福祉・雇用分野及び支援学校と連携し、進路指導を行った。 ②令和元年度まで実施していた中学校2年生の職場体験学習（夢WORKわくウィーク）に代わる新たな取組を充実させるため、各中学校との意見交換等を実施し、企業へのインターンシップを中心とした職業学習の取組を推進した。	幅広い進路選択を可能にするため、早い時期から様々な機会を活用し、説明や情報提供を行う。	教育推進課
⑤ 学校施設のバリアフリー化	●小・中学校において、障害のある児童生徒が安全かつ快適に学校生活が出来るよう、施設・設備の改善やバリアフリー化に努めます。	小・中学校の施設や設備の改善・バリアフリー化に努める。	小・中学校の施設や設備の改善・バリアフリー化に努める。	実施	障害のある児童生徒が安全・快適に学校生活が送れるよう、小・中学校の施設や設備の改善・バリアフリー化を行った。	継続実施	教育総務課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

3－2－（2）放課後・休日活動への支援
⇒計画冊子 P24

① 学童保育室でのサポート保育の充実	●学童保育室において、支援を必要とする児童が適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、職員の資質向上、保育内容の充実等に取り組めます。	学童保育サポートを実施 対象児童18名（要配慮・待機含む）	学童保育サポートを実施 対象児童24名（要配慮含む） ※令和7年12月1日付にて「島本町学童保育室サポート保育事業実施要綱」廃止	実施	令和8年度より、学童保育サポート制度について、学童保育室に入室している児童のうち全ての支援学級在籍児童に対象人数を拡大し、適切な保育を実施できる環境を整備した。 また、身体障害者手帳・療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童、又は特別児童扶養手当の受給児童については、小学校6年生までの学童保育室への受入れを実施した。	継続実施 見直した学童保育サポート制度について円滑に運用できるよう、学童保育室との連携に努める。	教育総務課
② 放課後・休日活動を支援する福祉サービスの提供	●放課後等デイサービスにより、就学児童に放課後・休日の活動の場を提供するとともに、町内事業所のサービス向上や連携強化に向けた取組を支援します。	放課後等デイサービス事業所は町内6ヶ所となっている。 近隣地域(高槻市や大山崎町)の事業所も含めて利用者の増加に対応している。	放課後等デイサービス事業所は町内7ヶ所となっている。 近隣地域(高槻市や大山崎町)の事業所も含めて利用者の増加に対応している。	実施	放課後等デイサービス事業所数 R1年度:4 R2年度:4 R3年度:5 R4年度:6 R5年度:6 R6年度:6 R7年度:7 近隣地域(高槻市や大山崎町等)にも事業所が開設され、利用者の増加に対応している。	町内事業所のサービス向上や機能強化・連携強化に向けた取組を支援する。	福祉推進課
	●日中一時支援事業、短期入所（ショートステイ）の提供体制の充実を図り、放課後・休日における居場所の確保を支援します。	①日中一時支援事業・短期入所を実施。 日中一時支援事業： 44人・3,310回 短期入所： 42人・3,151日 ②地域生活支援拠点等施設において、短期入所（ショートステイ）の提供を行っている。 ③短期入所安心配置事業補助金を支給。 事業所数：1	①日中一時支援事業・短期入所を実施。 日中一時支援事業： 32人・1,646回 短期入所： 43人・2,016日（令和7年12月末時点） ②地域生活支援拠点等施設において、短期入所（ショートステイ）の提供を行っている。 ③短期入所安心配置事業補助金を支給。 事業所数：1	実施	日中一時支援事業については、令和7年7月に「デイセンターふらっぷ」が開設され、町内では3か所が実施。短期入所は、平成31年4月に開設した「ショートステイふらっぷ」のみとなっている。 引き続き、緊急時・災害時の対応のため、夜間複数の職員を配置した事業所に対する補助制度「短期入所安心配置事業補助金」制度を実施し、短期入所の利用者が安心して過ごせる体制整備の向上を図る。	継続実施	福祉推進課
	●移動支援事業（ガイドヘルプサービス）により、放課後や休日の外出を支援します。	移動支援を実施 9人・1,088時間（児童分のみ）	移動支援を実施 22人・613時間（児童分のみ）（令和7年12月末時点）	実施	移動支援（ガイドヘルプサービス）を実施し、放課後・休日における外出介助を行っている。	継続実施	福祉推進課
③ その他の居場所の確保に向けた取組	●児童が放課後に過ごし、活動する居場所について、関係機関・団体と連携し、情報収集や検討、保護者への情報提供等に努めます。	各小学校区で放課後子ども教室を実施。学校を通じて在学児童の保護者へチラシを配布し、放課後子ども教室の参加を促した。 また、従来は学校開校時のみ開催していたが、令和7年度から夏期休暇期間中も実施し、実施日数の拡充に努めた。 障害児の参加への配慮に努めた。	各小学校区で放課後子ども教室を実施。学校を通じて在学児童の保護者へチラシを配布し、放課後子ども教室の参加を促した。 また、従来は学校開校時のみ開催していたが、令和7年度から夏期休暇期間中も実施し、実施日数の拡充に努めた。 障害児の参加への配慮に努める。 福祉の手引きを活用し町内の障害者団体・サークルについて情報提供を行った。	実施	学校を通じて在学児童の保護者へチラシ配布し、情報提供を実施。 参加登録についてはLogoフォームを活用して利便性の向上に努めている。	継続実施	福祉推進課 教育総務課

【基本目標4】 必要なサービスを確保し、地域での暮らしを支援する

1. 相談支援

4-1-(1) 相談支援体制の整備

⇒計画冊子 P25

① 総合的な相談支援体制の充実	●地域生活支援拠点等施設、基幹相談支援センターを中心として、さまざまな障害や年齢層に対応した総合的な相談支援体制の構築を進めます。 ●障害・高齢・子ども・生活困窮など、地域の多様な支援ニーズに対応する重層的支援体制の構築など相談支援体制の強化について検討を進めます。	①基幹相談支援センターの相談対応相談件数244件 ②さまざまな機関と連携し、障害種別や年齢層に関わりなく、その人のニーズに対応した相談対応が出来るよう、機関間の連携強化に努める。	①基幹相談支援センターの相談対応相談件数203件（令和8年1月末時点） ②さまざまな機関と連携し、障害種別や年齢層に関わりなく、その人のニーズに対応した相談対応が出来るよう、機関間の連携強化に努める。	実施	①障害者相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」を福祉推進課内に設置し、専門職員による対応を図った。 ②多様なニーズに対する重層的支援体制の構築に努め、相談支援体制の強化に努める。	地域生活支援拠点等施設、基幹相談支援センター、その他の関係機関・事業所との連携を強化し、相談支援体制の充実を図っていく。	福祉推進課
② 障害者相談支援事業の充実	●地域生活支援拠点等施設、基幹相談支援センター、その他の関係機関・事業所との連携を強化し、相談支援の充実に努めます。	地域生活支援拠点等施設と連携しつつ、障害者等の幅広い相談支援事業の展開に努めます。	地域生活支援拠点等施設と連携しつつ、障害者等の幅広い相談支援事業の展開に努めます。	実施	地域生活支援拠点等施設の運営法人と連携しながら、相談支援の充実に努める。	運営法人と連携しながら、相談支援の充実に努める。	福祉推進課
③ サービス利用計画の作成体制の充実	●特定相談支援・障害児相談支援について、プラン作成事業所の確保、制度や事業所の周知などにより、プラン作成率及び質的向上に努めます。	①特定相談支援利用者数 131人 障害児相談支援利用者数 69人 ②地域生活支援拠点等施設等において特定相談支援・障害児相談支援の事業を実施。	①特定相談支援利用者数 108人 障害児相談支援利用者数 67人 （令和7年12月末時点） ②地域生活支援拠点等施設等において特定相談支援・障害児相談支援の事業を実施。	実施	地域生活支援拠点等施設において、一般相談支援事業も含め相談支援事業の充実を図る。	住民への特定相談支援等についての制度の再周知や、事業所の周知によりプラン作成率の向上をめざす。	福祉推進課
④ 病院・入所施設からの地域移行の促進	●関係事業所と連携し、ひとり暮らしやグループホーム利用の体験機会の提供、緊急時の受け入れや相談支援等の体制を整備するとともに、町内でのグループホーム確保に向けた取組を支援し、長期入院・入所からの地域移行を促進します。 ●長期入院・入所者への意向調査、病院・施設への働きかけなどにより、地域移行を希望する対象者の把握・掘り起こしに努めます。	R6年度大阪府精神科在院患者調査報告書で報告されている、大阪府内の精神科病床入院患者を調査し、地域移行の検討を図った。 地域移行者0人	関係機関・事業所と連携し、障害者の地域移行を支援。 地域移行者1人	実施	町内でのグループホーム開設に向けた取組みを進めた。 関係機関・事業所と連携し、障害者の地域移行を支援している。	町内でのグループホーム開設に向けた取組み等と連動して、地域移行の促進に努める。 拠点施設を中心に地域移行を推進・サポートする体制の構築に努める。	福祉推進課

2. 生活支援

4-2-(1) 支援・サービス向上のための取組

⇒計画冊子 P27

① 島本町障害者地域自立支援協議会の充実・強化	●「島本町障害者地域自立支援協議会」の機能の強化と活動の充実を図り、地域移行・就労支援・権利擁護・障害児支援等、地域のさまざまな課題の解決を図るため、専門部会等での検討や調整を行います。	地域自立支援協議会を開催。 全体会2回（うち1回は研修会） はたらく部会 3回 くらし部会 2回 こども・医ケア部会 2回 ※ 障害者虐待防止研修（全体） ※ 医ケア対応施設の見学（こども・医ケア部会） ※協議会加入事業所をつなぐチャットツールを導入。情報の共有やコミュニケーションの活性化を図る。	地域自立支援協議会を開催。 全体会2回 はたらく部会 2回 くらし部会 2回 こども・医ケア部会 3回	実施	令和6年2月に全体会を再開し、部会を3部会（はたらく、くらし、こども・医ケア）に再編した。以後、この部会をベースとして、各分野の活動の活性化を図る。	再編した自立支援協議会の各部会において、地域課題の解決や支援の充実に向けた検討や調整などを行い、活動の活性化を図っていく。	福祉推進課
-------------------------	---	--	---	----	--	---	-------

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）		実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
② 福祉サービス従事者の確保と資質向上	●関係機関と連携し、専門性を高めるための研修の実施や障害福祉の現場の魅力を積極的に発信する周知・啓発を行うなど、サービス従事者の養成やスキルアップに取り組めます。 ●障害福祉サービス等事業所において、事業者間の情報交換・共有等の推進や、第三者評価の実施等による、サービスの質の向上及び適正な運営を促進します。 ●「島本町障害者地域自立支援協議会」を活用し、行政と事業者、事業所間の連携、困難ケースの検討を行う場を確保します。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 実績 0事業所 受講者0人 ②町主催により島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催。行政と事業者、事業所間の連携、困難ケースの検討を行う予定。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 実績 2事業所 受講者7人 ②町主催により島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催。行政と事業者、事業所間の連携、困難ケースの検討を行う予定。 ③自立支援協議会くらし部会において町内事業所の合同求人チラシを作成した。	実施	①事業所を対象にたん吸引等の研修費を補助する「喀痰吸引等研修費補助制度」を実施。 ②令和3年度以降、島本町精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催することで、事業所と連携し、困難ケースの検討を行う場を開催した。令和6年度からは自立支援協議会を再編し、くらし部会を編成し協議の場を開催した。 ③自立支援協議会くらし部会において町内事業所の合同求人チラシを作成した。	「島本町障害者地域自立支援協議会」を活用し、行政と事業者、事業所間の連携、困難ケースの検討を行う場を確保していく。	福祉推進課

4－2－（2） 地域生活を支援する福祉サービスの充実

⇒計画冊子 P25、26

① 地域生活支援拠点等施設の整備と活用	●通所機能と短期入所・相談支援機能等を併せ持ち、地域生活支援の中核となる「地域生活支援拠点等施設」を活用し、障害者へのサポート機能の強化を図ります。 ●拠点施設においては、相談、ひとり暮らしやグループホームの利用に向けた宿泊体験、緊急時の受け入れ、サービス利用のコーディネート等の機能により、障害者（児）の地域生活を支援します。	拠点施設において、相談、ひとり暮らしやグループホームの利用に向けた宿泊体験、緊急時の受け入れ、サービス利用のコーディネート等の機能により、障害者（児）の地域生活を支援。	拠点施設において、相談、ひとり暮らしやグループホームの利用に向けた宿泊体験、緊急時の受け入れ、サービス利用のコーディネート等の機能により、障害者（児）の地域生活を支援。	実施	平成31年4月に地域生活支援拠点等施設を整備。令和5年度から、定期的に町と拠点施設で協議を実施し、現況や今後の活動等について意見交換を行っている。	拠点施設を十分に活用し、障害者へのサポート機能の強化を図る。拠点施設の状況等について、各事業所と共有し、評価・検証等を行っていく。	福祉推進課
② 障害福祉サービスの充実	●関係機関・事業所の連携のもと、障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。	自立支援給付サービスを実施。 7億8,811万円	自立支援給付サービスを実施。 8億7,366万円（見込）	実施	障害者総合支援法に基づく自立支援給付（障害福祉サービス）の提供を行った。	今後も関係機関と連携し、制度の円滑な実施を図る。	福祉推進課
	●各サービス事業所において、重症心身障害や強度行動障害、医療的ケアを必要とする重度障害者等の利用にも対応できるよう、サービス提供体制や支援内容の充実に努めます。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付。 ③「重度重複障害者支援事業補助金」 ④「短期入所安心配置事業補助金」により、補助を行っている。	①「喀痰吸引等研修費補助金」 ②日中一時支援事業「医療的ケア対応特別加算」の給付。令和7年度から重度加算の創設。 ③「重度重複障害者支援事業補助金」令和8年度から医ケア対応補助として看護師配置補助・備品等整備補助を創設 ④「短期入所安心配置事業補助金」 ⑤「障害福祉サービス等事業所開設支援補助金」R8年度から、新規開設事業所の家賃補助制度を開始（町内に新規開設する就労系・訪問系事業所の家賃を2年間補助）安心配置事業補助金」	実施	各補助金や加算制度を活用・拡充し、重症心身障害や強度行動障害者の利用に対応できるようなサービス事業所の確保に努めた。 令和7年度から日中一時支援事業の重度加算を創設。 令和8年度から重度重複障害者支援事業補助金の医ケア対応補助（看護師配置・備品等整備）を創設、新規開設事業所への家賃補助を創設。	各補助金制度の創設、周知を行い、サービス提供体制や支援内容の充実に努める。	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）		課題・今後の方針	所管課
③ 地域生活支援事業の充実	●関係機関・事業所の連携のもと、障害福祉計画に基づき、地域生活支援事業の提供体制の充実を図ります。	各種地域生活支援事業を実施。 6,199万円	各種地域生活支援事業を実施。 7,394万円（見込）	実施	地域生活支援事業として、移動支援、日中一時支援、日常生活用具給付、訪問入浴サービス、意思疎通支援（手話通訳配置、手話・要約筆記派遣）、精神障害者グループワーク、障害者スポーツ教室・大会、声の広報、障害者週間啓発事業、自発的活動支援事業などの各種事業を実施した。	継続実施	福祉推進課
④ 福祉用具の給付	●補装具費の支給、日常生活用具の給付を行います。 ●日常生活用具については、新たな機器の開発や、障害者の生活実態・ニーズに対応し、適宜、対象品目や給付限度額等の見直しを行います。	①補装具費の支給・修理を実施。 59件・520万円 ②日常生活用具給付事業を実施。 707件・724万円 ③軽度難聴児補聴器交付事業を実施。 0件	①補装具費の支給・修理を実施。 43件・740万円（令和7年12月末時点） ②日常生活用具給付事業を実施。 702件・805万円（令和7年12月末時点） ③軽度難聴児補聴器交付事業を実施。 0件（令和7年12月末時点）	実施	①身体障害者・児に対し、車いす、装具、補聴器などの補装具を支給・修理を行った。 ②障害者・児に対し、日常生活用具の給付を行った。	今後も、技術革新や当事者のニーズ等に対応し、対象品目や給付基準額・耐用年数の見直しを検討する。	福祉推進課
⑤ 介護保険サービスとの連携	●高齢の障害者に対し、介護保険制度や介護予防・日常生活支援総合事業による介護サービス、介護予防サービスを提供します。 ●介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の提供について、事業所への働きかけや障害者・家族への情報提供等を行います。	【高齢介護課】 介護保険制度を円滑に運用し、介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる障害者へのサービスを提供した。 【福祉推進課】 障害者やその家族に介護サービスや障害福祉サービスについて個別に情報提供を行った。	【高齢介護課】 介護保険制度を円滑に運用し、介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる障害者へのサービスを提供する。 【福祉推進課】 障害者やその家族に介護サービスや障害福祉サービスについて個別に情報提供を行った。 介護保険サービスへの移行が円滑に行える様、移行手続きや併給について、ケアマネ管理者会議で説明を行った。	実施	平成30年度法改正により、共生型サービス制度が開始。高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに位置づけ。具体的には介護保険又は障害福祉いずれかの指定を受けている事業所が、もう一つの制度における指定も受けやすくするもの。 町内の日中活動系事業所については、共生型として指定を受けた事業所はない。	必要に応じ、各事業所への働きかけを実施。	高齢介護課 福祉推進課
⑥ 難病者への福祉サービスの提供	●難病者に対し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供や補装具・日常生活用具の給付等を行います。	難病者に対する障害福祉サービス等を実施 居宅介護・・・0件 補装具・・・0件 日常生活用具・・・11件	難病者に対する障害福祉サービス等を実施 居宅介護・・・0件 補装具・・・0件 日常生活用具・・・2件 （令和7年12月末時点）	実施	国の難病制度見直しに伴い、障害福祉サービス利用の対象疾患は順次拡大している。	対象者への周知啓発に努め、各種サービスを給付する。	福祉推進課

4-2-(3) 住まいの場の確保

⇒計画冊子 P29

① グループホームの充実	●障害者の生活の場として、共同生活援助（グループホーム）サービスの提供を行います。 ●事業所への働きかけや開設費用の助成等により、町内でのグループホームの設置を促進します。	①共同生活援助サービスを提供。 21か所・40人 ②町単独補助「グループホーム開設支援事業補助金」0件 ③町内通所施設利用者を対象に「グループホーム利用・ひとり暮らし意向調査」を実施 →町内6施設の利用者46人から回答。GH希望者は32人、ひとり暮らし希望者は10人（※希望時期は長期課題とする人が多い）	①共同生活援助サービスを提供。 24か所・40人（令和7年12月末時点） ②R8年度予算において、町単独補助「グループホーム開設支援事業補助金」の補助内容を拡充	実施	グループホーム利用・ひとり暮らし意向調査を実施。結果を各事業所と共有し、今後のグループホームの確保や、利用希望者・家族への情報提供・研修などの支援に活用する。 令和8年度から「グループホーム開設支援事業補助」を拡充（補助上限200万円→750万円）	グループホームの確保に向けて事業所に働きかけるとともに、利用者・家族への研修・情報提供などを行っていく。	福祉推進課
② 地域移行の促進と施設入所支援サービスの確保	●施設入所や長期入院からの地域移行を促進するため、関係事業所と連携し、グループホーム整備などの環境づくりや移行の支援、地域生活のサポート等を行います。	①自立支援協議会で精神科長期入院者の状況を報告・共有（すぐ退院可能な対象者はほとんどいない） ②自立支援協議会でGH利用意向調査結果を共有	自立委支援協議会において、参考となる事例の共有をとおして、関係機関における理解を深める。	実施	自立支援協議会において、長期入院者の状況や、GH利用意向調査の結果を共有した。	関係事業所と連携し、地域移行のサポート体制を構築する。また、グループホームをはじめとする地域移行の受け皿を確保に努める。	福祉推進課
	●介護者の高齢化や障害の重度化等により、入所が必要な重度障害者等に対し、施設入所支援サービスの確保および情報提供に努めます。	施設入所支援を提供。 12か所・16人	施設入所支援を提供。 12か所・16人（令和7年12月末時点）	実施	入所対応が必要な重度障害者等に対し、施設入所支援サービスを提供した。	今後も入所対応を要する重度障害者の入所先の情報提供に努める。	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）		実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
③ ひとり暮らしへの支援	●関係機関と連携し、家事や金銭管理の支援、相談、体験機会の提供、緊急時の受け入れ等により、障害者のひとり暮らしへの移行や既存の自宅での単身生活を支援します。 ●障害者や高齢者等を受け入れる民間賃貸住宅や協力店舗を登録する大阪府制度「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」の周知・活用に努めます。 ●障害福祉計画の地域生活支援事業で未実施となっている「住宅入居等支援事業」の実施を検討します。	関係事業所と連携し、町内通所施設利用者を対象に「グループホーム利用・ひとり暮らし意向調査」を実施。 →町内6施設の利用者46人から回答。GH希望者は32人、ひとり暮らし希望者は10人（※希望時期は長期課題とする人が多い）	R8年度予算において、町単独補助「グループホーム開設支援事業補助金」の補助内容を拡充	実施	グループホーム利用・ひとり暮らし意向調査を実施。➡結果を各事業所と共有し、今後のひとり暮らし支援等に活用する。 令和8年度から「グループホーム開設支援事業補助」を拡充（補助上限200万円→750万円）	グループホーム開設補助金を活用して町内のグループホーム増加を目指すほか、今後、他の分野（高齢者・地域福祉）も含め、居住支援事業の実施や居住支援法人との連携などを検討していく。	福祉推進課 都市計画課
④ 公営住宅の入居支援	●町営緑地公園住宅の空き家待ち募集において、障害者・高齢者・ひとり親家庭等の福祉世帯に対し、抽選番号を2つにし当選確率を2倍にする「倍率優遇方式」を採用しています。 ●府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集等の情報提供を行います。	①町営緑地公園住宅の空き家待ち登録は、2年に1回の募集としており令和6年度は実施なし。 ②府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集などの情報提供を2か月に1回実施した。	①町営緑地公園住宅の空き家待ち登録は、2年に1回の募集としており令和7年度に実施。障害者等の福祉世帯に対し、抽選番号を2つにし当選確率を2倍にする「倍率優遇方式」を採用。 ②府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集などの情報提供を2か月に1回実施。	実施	①町営緑地公園住宅の空き家待ち登録（2年に1回の募集）において、障害者等の福祉世帯に対し、抽選番号を2つにし当選確率を2倍にする「倍率優遇方式」を採用している。 ②府営住宅の福祉世帯向け募集、車いす世帯向け募集などの情報提供を実施。	継続実施	都市計画課

4-2-(4) 経済的な支援

⇒計画冊子 P30

① 各種手当の支給	●福祉手当等の支給と情報提供により、障害者世帯への経済的な支援を行います。	①福祉手当 54人・1,473万円 ②その他の手当等の情報提供を実施	①福祉手当 54人・1,511万円 ②その他の手当等の情報提供を実施	実施	①国制度の福祉手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当）を支給した。 ②その他、特別児童扶養手当、重度障害者介護手当などの障害者を対象とした各種手当についても、窓口やサービス冊子、ホームページ等において案内・周知に努めた。	継続実施	福祉推進課
② 年金・扶養共済制度の周知	●障害年金をはじめとする年金制度に関する相談支援や情報提供を行います。	障害基礎年金等に関する相談支援や情報提供を実施。 国民年金窓口に「年金相談員」を配置した。（週5日）	障害基礎年金等に関する相談支援や情報提供を実施。 国民年金窓口に「年金相談員」を配置。	実施	障害者や家族に対し、障害基礎年金や特別障害給付金の受給等に関する相談支援や情報提供を行っている。 R4年度からは、企業や公的機関で年金業務従事経験のある「年金相談員」を雇用し、毎日窓口配置している。	継続実施	保険年金課
	●保護者が死亡した場合等に、扶養している障害者に給付金を支給する「障害者扶養共済制度」の周知を行います。	障害者扶養共済制度の周知と進達等の事務を実施。 加入者10人	障害者扶養共済制度の周知と進達等の事務を実施。 加入者9人（令和7年12月時点）	実施	保護者が死亡した場合等に障害者に給付金を支給する「大阪府障害者扶養共済制度」について、窓口やサービス冊子・ホームページ等で周知を図るとともに、進達等の事務を行った。	継続実施	福祉推進課
③ 各種減免・割引・貸付制度の周知	●「障害者福祉の手引き」や町ホームページ等を活用し、税金の控除や減免、有料道路や公共交通機関の割引制度、生活福祉資金の貸付等の諸制度の周知・啓発に努めます。	障害者福祉の手引きやホームページを活用し、減免・割引・貸付等の制度を周知した。	障害者福祉の手引きやホームページを活用し、減免・割引・貸付等の制度を周知。	実施	「障害者福祉の手引き」や町ホームページ等の広報媒体を活用し、障害者が利用できる各種減免・割引・貸付制度等の周知を図った。	継続実施	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

【基本目標5】 就労と社会参加を支援する

1. 雇用・就労

5－1－（1） 雇用促進・就労支援の充実

⇒計画冊子 P31

① 障害者雇用のための啓発	●広報や研修等により、障害者雇用の促進や障害者雇用企業への支援制度等の周知・啓発を行います。	関係機関と連携を図り、事業主への啓発に努めた。	関係機関と連携を図り、事業主への啓発に努める。	実施	障害者の職場安定を促進するため、茨木公共職業安定所、茨木雇用開発協会、島本町商工会等と連携を図り、事業主に対し雇用促進の啓発を図った。	継続実施	福祉推進課 にぎわい創造課
②関係機関と連携した就労支援の実施	●ハローワークや高槻市障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労や資格取得、職場定着等に向けた相談支援や情報提供を行います。	就労を希望される方に制度の説明や、事業所の紹介を実施。また、障害者の就労相談を行う茨木ハローワーク、高槻市就業・生活支援センターと連携し、障害者に対する就労相談の充実に努める。	就労を希望される方に制度の説明や、事業所の紹介を実施。また、障害者の就労相談を行う茨木ハローワーク、高槻市就業・生活支援センターと連携し、障害者に対する就労相談の充実に努める。	実施	必要に応じて、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターへ引継を行うなどの支援を実施したり、情報交換を行う。	継続実施	福祉推進課
	●高槻市障がい者就業・生活支援センターの周知を進め、登録者数の増加を図ります。	高槻市障がい者就業・生活支援センターと緊密に連携を図り、登録者数の増加に努める。	高槻市障がい者就業・生活支援センターと緊密に連携を図り、登録者数の増加に努める。	実施	障害者雇用拡大に向けての啓発や、就労・職場定着への支援を行い、自立した生活支援の充実に図っていく。	継続実施	福祉推進課
	●障害者雇用奨励金により、障害者を雇用した企業への助成を行います。	障害者雇用奨励金 <令和6年9月分まで> 雇用奨励金を支給 6事業所・6人 <令和6年10月分から> 利用者0人	障害者雇用奨励金 利用者0人	実施	障害者を雇用する事業所に対し、島本町雇用奨励金を助成し、障害者の就労促進を図る。令和6年10月に要綱を改正し、町内事業所に特化し、助成金額を増額した。	改正制度の町内事業所への周知に引き続き取り組む	福祉推進課
	●地域就労支援事業により、就労が困難な障害者等に対する相談支援を行います。	地域就労支援事業を実施 相談 35件・就労3件 （うち障害者の相談2件・就労0件）	地域就労支援事業を実施 相談 5件・就労0件 （うち障害者の相談0件・就労0件） （令和8年1月23日時点）	実施	地域就労支援事業を実施し、障害者、母子家庭、中高齢者等で働く意欲がありながら就労できない方に対して、雇用・就労支援を行った。	令和7年度から直営で地域就労支援事業を行っている。今後も直営で継続実施していく。	にぎわい創造課
③ 職場体験機会の提供	●「障害者庁内職場実習事業」等により、職場体験・実習機会を提供するとともに、実習内容の充実に取り組めます。	就労系事業所や支援学校等からの依頼を受け、障害者庁内職場実習を実施している。受入：2名	就労系事業所や支援学校等からの依頼を受け、障害者庁内職場実習を実施している。受入：2名	実施	庁内で障害者を実習生として受け入れる「障害者庁内職場実習事業」を実施している。令和7年8月には、高槻支援学校をとおして、「大阪府高等学校進路指導研究会第2ブロック会（北摂を中心に30校程度の進路指導主事が集まる）」で当該事業を紹介し、普通学校も含めて周知を行った。	実習先や実習内容の充実に取り組む。	福祉推進課
④ 就労移行支援・就労定着支援事業の活用	●障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業・就労定着支援事業を活用し、就労のための訓練や相談、職場探し、職場定着等への支援を行います。 ●就労移行支援事業・就労定着支援事業を提供する町内事業所の確保に努めるとともに、近隣自治体に所在する事業所との連携を図ります。	①就労移行支援事業を実施 15か所・18人 ②就労定着支援事業を実施 8か所・11人	①就労移行支援事業を実施 17か所・19人 ②就労定着支援事業を実施 9か所・10人 （令和7年12月末時点）	実施	就労移行支援、就労定着支援事業を実施	R7年度途中から開始された「就労選択支援」への対応（事業所確保）が必要	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

5－1－（2） 福祉的就労の場の確保

⇒計画冊子 P32

① 就労継続支援の充実	●町内の就労継続支援事業所との連携を中心に、一般就労が困難な障害者を対象に、就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練等を提供します。	①就労継続支援事業を実施 A型：23か所・36人 B型：31か所・74人	①就労継続支援事業を実施 A型：28か所・44人 B型：32か所・77人 （令和7年12月末現在）	実施	就労継続支援を実施	継続実施	福祉推進課
② 地域活動支援センターの運営支援	●障害者が日中に通所し、就労する場として、「地域活動支援センター」への運営支援を行います。	障害者共働作業所への補助を実施 利用者 4名 ※作業所は令和6年度末で閉所 ※利用者は今後の通所希望を確認の上、新しい通所先に引継支援を実施。	作業所は令和6年度末で閉所。	実施	障害者共働作業所への補助を実施 （作業所は令和6年度末で閉所）	地域活動支援センターの利用者は他事業所に移行（調整済み） 今後も他の各施設・事業所において、町内の日中活動・福祉的就労ニーズに対応する。	福祉推進課
③ 障害者施設等からの優先調達の推進	●庁内各部署の連携・協力により、「障害者優先調達推進法」に基づく障害者施設等からの物品や役務の調達を推進します。	優先調達法に基づき庁内の調達を推進	優先調達法に基づき庁内の調達を推進	実施	優先調達法が施行されたH25年度以降、町の年間調達額は当初の数十万円から近年は200万円程度まで増加している。 発注内容も、当初は物品購入中心だったが、各部署への働きかけや調整により、清掃・草刈り・自転車回収・広報宅配等の定期的な委託を増やしてきている。	物品調達や役務の発注拡充に向け、庁内各部署に働きかける。 近年の優先調達額を維持・向上させつつ、障害者就労施設等が供給できる物品や役務の特性を踏まえて、推進に努めるものとする。	福祉推進課
④ 工賃水準向上に向けた支援	●関係事業所と連携し、製品の開発や紹介冊子等を活用したPR、販路拡大、製品を展示・販売する場や機会の確保等、工賃水準向上に向けたさまざまな取組を支援します。	①障害者週間ふれあいバザールを開催。 ②製品や受託業務の内容を周知するため、「障害者施設製品・受託業務紹介パンフレット」を作成し、SNSでの周知や、町内各所で配布を行う。 ③障害者スポーツ大会の賞品で各事業所の授産製品を使用した。 ④自立支援協議会「はたらく部会」で新たな事業等について検討・意見交換	①障害者週間ふれあいバザールを開催。 ②製品や受託業務の内容を周知するため、「障害者施設製品・受託業務紹介パンフレット」を作成し、SNSでの周知や、町内各所で配布を行う。 ③障害者スポーツ大会の賞品で各事業所の授産製品を使用した。 ④自立支援協議会「はたらく部会」で新たな事業等について検討・意見交換	実施	9月の自殺予防週間・12月の障害者週間の街頭PR用の配布物品や、障害者スポーツ大会の賞品として、町内障害者施設の製品を購入している。 障害者週間の啓発のほか、事業所や製品のPR、工賃向上などを目的として、町内通所施設の参加のもと障害者週間ふれあいバザールを開催。	自立支援協議会「はたらく」部会での協議・検討を行い、さらなる工賃向上をめざす	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

2. 生きがい・社会参加

5－2－（１） スポーツ・文化活動の促進

⇒計画冊子 P33

① ふれあい スポーツ教 室・大会の実 施	●障害者（児）を対象としたふれあいス ポーツ教室・大会を開催するとともに、さ らに需要の高い内容を目指し、スポーツ活 動や交流の機会を活性化します。	ふれあいスポーツ教室・大会を開催。 教室 13回・196人	ふれあいスポーツ教室・大会を開催。 教室 16回・225人	実施	障害者・児を対象とした「島本町ふれあいス ポーツ教室・大会」を開催した。 スポーツ事業のさらなる拡充に向け、委託方法 の見直しを行い、町内の法人に委託すること で、町障害者スポーツの活性化を図っている。 賞品には障害者事業所の授産製品を使用。	内容について、さらに需要の高 い内容を目指し、町内障害者ス ポーツ活性化を目指していく。	福祉推進課
② スポーツ 活動の支援	●大阪府障がい者スポーツ大会等、広域で 開催されるスポーツ大会・イベントへの参 加を支援します。	①府大会 参加選手12名 送迎等により、大会参加を支援した。 ②全国大会 参加選手なし	①府大会 参加選手11名 送迎等により、大会参加を支援した。 ②全国大会 参加選手1名	実施	①毎年開催される「大阪府障がい者スポーツ大 会」（府大会）について、団体・選手への情報 提供、事前練習の用具貸出、車両による送迎、 町職員随行、大会結果の広報掲載などの参加支 援を行っている。 ②府大会で優秀な成績を修めた選手が選抜され る「全国障がい者スポーツ大会」（全国大会・ 毎年国体開催地で開催）についても、参加選手 への情報提供等の支援を行っている。	府大会への参加支援について は、従前から送迎等の手厚い参 加支援を行っており、毎年多く の参加者を確保している。町教 室等で競技に親しんだ人のス テップアップの場（成果発表の 場）と位置付け、今後も支援を 継続する。	福祉推進課
	●用具の貸出や当事者団体への事業補助等 により、障害者やその家族による自主的な スポーツ活動を支援します。	①施設利用料減免、スポーツ用具貸出など により、サークル等によるスポーツ活動を 支援した。 ②当事者団体への事業補助を行う「障害者 自発的活動支援事業補助金」により活動を 支援した。	①施設利用料減免、スポーツ用具貸出など により、サークル等によるスポーツ活動を 支援。 ②当事者団体への事業補助を行う「障害者 自発的活動支援事業補助金」により活動を 支援している。	実施	①自主的にスポーツ活動に取り組む当事者団 体・サークルに対し、スポーツ用具の貸出、情 報提供、施設利用料の減免などにより活動を支 援した。 ②「障害者自発的活動支援事業補助金」により 当事者団体へ補助金を交付した。	日常的にスポーツに取り組める 環境づくりを進めるため、自主 的なスポーツ活動への支援を今 後も進める。	福祉推進課
	●総合型地域スポーツクラブや各種競技団 体等と連携し、障害者が参加できるスポー ツ環境の充実に努めます。	①総合型地域スポーツクラブ等の活動を支 援するとともに障害者の参加があった場合 の対応等の配慮に努めるよう指導・支援を 行った。 ②事業の実施にあたり、障害者の参加が あった場合の対応等の配慮に努めた。	①総合型地域スポーツクラブ等の活動を支 援するとともに障害者の参加があった場合 の対応等の配慮に努めるよう指導・支援す る。 ②事業の実施にあたり、障害者の参加が あった場合の対応等の配慮に努める。	実施	①事業の実施にあたり、障害者の参加があっ た場合の対応等の配慮に努めるよう指導した。 ②各スポーツ教室・イベント等において、障害 者の参加への配慮に努めた。	障害者も地域住民も一緒に楽し めるスポーツ環境づくりをめざ し、関係部局・団体との連携強 化を進める。	生涯学習課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
③ 文化・芸術活動の支援	●作品展の開催や当事者団体への事業補助等により、障害者の文化・芸術活動の支援に努めます。 ●関係機関・事業所と連携し、文化芸術の鑑賞・創造・作品発表の機会の確保や、作品やイベント・展示に関する情報発信に努めます。	障害者週間作品展を開催（作品写真をHP掲載）	障害者週間作品展を役場で開催	実施 12月の障害者週間に際し、障害者が自ら製作した作品の展示を実施（障害者週間作品展）。※コロナ禍で中止・縮小し、HP掲載のみとなっていたが、令和7年度から役場で展示を復活した。	当事者団体への事業補助や作品の紹介などにより、障害者の文化・芸術活動の支援に努める。	福祉推進課

5－2－（2） 生涯学習の推進

⇒計画冊子 P34

① 図書館サービスの充実	●点字図書、大型活字図書、録音資料、手話・字幕付き映像資料等の充実を図るとともに、障害者が利用しやすい読書環境整備に努めます。	町立図書館の映像資料等の充実を図った。 ①点字図書 72冊 ②大型活字図書 250冊 ③視聴覚資料 8,887点 ④LLブック 20冊	・町立図書館のバリアフリー資料等の充実を図った。 ①点字図書 72冊 ②大型活字図書 262冊 ③視聴覚資料 8,855点 ④LLブック 23冊 ・視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」に加入し、文字での読書が難しいかたが点字・音声データ等を活用できる読書バリアフリーの環境を整えた。	実施	町立図書館において、視覚障害者のための点字図書・大型活字図書・視聴覚資料の充実を図った。点字付き絵本やLLブック等のバリアフリーに配慮した資料を集めた「りんごの棚」を設置した。また、障害のある方からのレファレンス（図書資料に関する相談・助言・検索や提供）に対応した。	今後も資料の充実に努める。	生涯学習課
② 生涯学習機会の充実	●教室・講座等において、障害者の参加に配慮するとともに、障害者への理解を深める内容についても検討します。	① 二十歳のつどいの開催時に、手話通訳を配置する等、障害者の参加への配慮に努めた。 ② 文化祭事業は、身障者用駐車場は通常開館時と同様の位置及びケリヤホール内に車いすスペースを確保し、障害者の参加への配慮に努めた。 ③ 手話教室を開催した。	①二十歳のつどいの開催時に、手話通訳を配置する等、障害者の参加への配慮に努めた。 ② 文化祭事業は、身障者用駐車場は通常開館時と同様の位置及びケリヤホール内に車いすスペースを確保し、障害者の参加への配慮に努めた。 ③ 手話教室を開催した。	実施	① 二十歳のつどいの開催時に、手話通訳を配置する等、障害者の参加への配慮に努めた。 ② 二十歳のつどい及び文化祭の開催時に、ケリヤホール内に車いすスペースを確保し、障害者の参加への配慮に努めた。また、他の事業においても、車いすの来場者があった場合にはすぐ対応できるよう余裕のある配席にした。 ③ 手話教室を開催することで障害者への理解を深める内容の教室の開催に努めた。	今後も各種イベントにおいて障害者の参加に配慮するとともに、障害者への理解を深める内容の教室の開催に努める。	生涯学習課

5－2－（3） 当事者活動への支援

⇒計画冊子 P34

① 障害者団体・サークル等への支援	●団体運営や自主事業への補助、施設利用料の減免、相談・情報提供等により、障害者団体やサークルの活動を支援します。	①当事者活動を支援する「自発的活動支援事業補助金」を実施した。 ②障害当事者・家族の団体については、ふれあいセンター利用料の減免(全額減免)を実施。	①当事者活動を支援する「自発的活動支援事業補助金」を実施。 ②障害当事者・家族の団体については、ふれあいセンター利用料の減免(全額減免)を実施。	実施	①当事者活動を支援する「自発的活動支援事業補助金」により、当事者サークル等による自発的活動への事業補助として上限5万円を補助し、自発的活動を支援している。 ②障害者団体にふれあいセンター利用料の全額減免を実施した。	補助金制度や利用料減免などにより、障害者団体のさまざまな自主活動の取組の充実を図る。	福祉推進課
② 家族への支援	●障害者の家族への相談支援、情報提供の充実を図ります。 ●家族会等の活動の活性化や新規メンバー加入のための支援について、活動内容の紹介等を通じて継続的に取り組みます。	①家族への相談支援・情報提供を実施。 ②家族会等の活動を支援。 ③奇数月に月1回「こころの健康家族教室」を開催。	①家族への相談支援・情報提供を実施。 ②家族会等の活動を支援。 ③奇数月に月1回「こころの健康家族教室」を開催。	実施	①福祉推進課、島本町障害者基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において、障害者の家族に対する情報提供や相談支援を実施した。 ②運営助成や施設減免などにより、家族会や家族も参加する障害者団体・サークルの活動を支援した。 ③福祉推進課で行う「こころの健康家族教室」を開催し、情報提供、会合への参加などの支援を実施した。	家族会や障害者サークル等は、会員の高齢化や運営規模の小ささが課題であり、活動の活性化や新規メンバー加入などのため、引き続き支援を行う。	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

5－2－（4） 行政への参画

⇒計画冊子 P35

① 障害者の意見を聴く機会の確保	●会議への参画、パブリックコメント（意見募集）やアンケート調査の実施等により、各種計画の策定やまちづくりに関して、障害者の意見を聴く機会の確保に努めます。	①障害者団体との懇談については、今後の懇談の開催方法などについて検討する。 ②審議会への障害者・家族の参画	①障害者団体との懇談を実施。 ②審議会への障害者・家族の参画	実施	障害者団体との懇談の場を設けるほか、総合計画審議会・障害者施策推進協議会・住民福祉審議会などの審議会には障害者団体選出の委員や障害当事者が参画している。また、重要な計画の策定時にはアンケートやパブリックコメントを実施している。	継続実施	福祉推進課
② 障害者の投票支援	●音声版選挙公報の送付、投票所への筆談用ボードの配置、郵便投票や点字投票への対応、投票所の段差解消等、障害者が選挙で投票しやすい環境整備を進めます。	音声版選挙公報、筆談用ボードの配置、点字投票など障害者の投票支援に努めた。	音声版選挙公報、筆談用ボードの配置、点字投票など障害者の投票支援に努める。	実施	下記の方法で障害者の投票支援に努める。 ①音声版選挙公報を視覚障害者に送付。 ②投票所に筆談用ボードを配置。 ③郵便投票・点字投票への対応。	音声版選挙公報・郵便投票・点字投票など、障害者のための制度の周知を図るとともに、投票所の段差解消など、今後も障害者が投票しやすい環境整備に努める。	行政委員会事務局

【基本目標6】 安全・安心で、すべての人にやさしいまちをつくる

1. 情報・意思疎通支援

6－1－（1） 情報提供の充実

⇒計画冊子 P36

① 広報媒体の充実	●広報誌・町ホームページ・SNS・メール・冊子等の多様な広報媒体を活用し、障害特性に配慮した分かりやすい伝え方やデータ形式など、障害者がより情報を入手しやすくなるよう工夫し、サービスや制度、イベント等の情報提供を行います。	ユニバーサルデザインの考えを踏まえ、さまざまな障害特性に配慮した分かりやすい内容・表現の広報活動に努めた。	ユニバーサルデザインの考えを踏まえ、さまざまな障害特性に配慮した分かりやすい内容・表現の広報活動に努めた。	実施	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、広報誌・ホームページ・SNSなどの広報媒体において、さまざまな障害特性に配慮した分かりやすい内容・表現に努める。	各広報媒体においては、引き続き様々な障害特性に配慮したわかりやすい内容表現に努める。	政策企画課
② 福祉サービス・制度の情報提供の充実	●障害者・難病者が利用できる制度・サービスをまとめた冊子、事業所情報をまとめた冊子等を適宜更新して発行し、窓口等で配布します。 ●広報誌や町ホームページにおける福祉サービス・制度に関する情報について、定期的な掲載に努め、情報入手の機会を増加するとともに、掲載内容の充実を図ります。	①福祉の手引き・ホームページを随時更新した。 ②事業所ガイドブックを随時更新した。	①福祉の手引き・ホームページを随時更新。 ②事業所ガイドブックを随時更新。	実施	サービス冊子『障害者福祉の手引き』を随時改訂するとともに、町ホームページの情報内容の拡充・更新に努めた。 サービス事業所の情報を利用者に分かりやすく伝えるため、施設写真やサービス内容・対象・開設時間などを記載した『障害福祉サービス等の事業所ガイドブック』を随時改訂した。	継続実施	福祉推進課
③視覚障害者への情報提供の充実	●声の広報事業（音声版広報の発行）により、広報しまもと等の内容を朗読してCDに録音し、視覚障害者の自宅に郵送します。	①声の広報事業（音声版広報の送付）を実施。 利用者3人	①声の広報事業（音声版広報の送付）を実施。 利用者2人（令和7年12月時点）	実施	視覚障害者を対象に、音声版広報（CD）を郵送する「声の広報」事業を引き続き実施した。	利用者は減少傾向にある。	福祉推進課
	●視覚障害者に対し、拡大読書器、活字文書読み上げ装置、ポータブルレコーダー、地デジ対応ラジオ等の情報支援機器（日常生活用具）を給付します。	視覚障害者に対し情報支援機器を給付した。	視覚障害者に対し情報支援機器を給付。	実施	障害者日常生活用具給付事業として、視覚障害者の情報取得等を支援する機器・用具を給付した。（拡大・音声読書器、ポータブルレコーダー、情報・通信支援用具）	今後も、技術革新や当事者のニーズ等に対応し、対象品目や給付基準額・耐用年数の見直しを検討する。	福祉推進課
	●町ホームページ等での音声データや音声化に対応したデータの掲載、紙媒体への音声コード使用など、音声情報の提供の充実に努めます。	声の広報音声データをHPに掲載（令和6年4月号からHP掲載）	声の広報音声データをHPに掲載（令和6年4月号からHP掲載）	実施	長年の懸案であった広報音声データのHP掲載をR6年度から実施している。	現在の広報音声データのHP掲載内容は一部だが、必要に応じ、掲載内容の拡充や、声の広報以外の音声データ掲載等も検討する。	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）		実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
④聴覚障害者への情報提供の充実	●聴覚障害者に対し、聴覚障害者用屋内信号装置、ファックス等の情報支援機器（日常生活用具）を給付します。	聴覚障害者に対し情報支援機器を給付した。	聴覚障害者に対し情報支援機器を給付。	実施	障害者日常生活用具給付事業として、聴覚障害者の情報取得等を支援する機器・用具を給付した。（聴覚障害者用屋内信号装置、ファックスなど）	今後も、技術革新や当事者のニーズ等に対応し、対象品目や給付基準額・耐用年数の見直しを検討する。	福祉推進課
⑤ インターネットによる情報提供の充実	●町ホームページ等の掲載情報の充実やアクセシビリティの向上に努めるとともに、アクセシビリティに関する研修の実施などを通じて、職員の意識改善に努めます。	説明会や研修会の中でホームページを作成・管理する上でのアクセシビリティに関する向上に努めた。	説明会や研修会の中でホームページを作成・管理する上でのアクセシビリティに関する向上に努めた。	実施	ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格であるJISX8341-3:2016に対応した文字拡大機能、音声化利用しやすい表現チェック機能により、視覚障害者等に利用しやすいページの運営を行っている。また、町ホームページのリニューアル及びウェブアクセシビリティに関する日本工業規格であるJISX8341-3:2016に準拠しているかのアクセシビリティテストを実施している。	引き続き、JISX8341-3:2016の達成目標であるAA準拠をめざし、ホームページの改善を行うとともに、アクセシビリティに関して研修の実施などを通じて、職員の意識改善に努める。	政策企画課
	●イベント情報や災害情報・避難情報、不審者情報等についてメールやSNSを通じた配信を実施します。	「しまもとタウンメール」や町公式LINEで災害情報・イベント情報の案内等の配信を実施した。	「しまもとタウンメール」や町公式LINEで災害情報・イベント情報の案内等の配信を実施した。	実施	災害情報・イベント情報等の配信だけでなく、避難情報や不審者情報なども配信し、機能拡充に努めている。	継続実施	政策企画課

6-1-(2) 意思疎通支援の充実

⇒計画冊子 P37

① 手話通訳による意思疎通支援	●役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談のために来庁する聴覚障害者の意思疎通を支援します。 ●公的機関への届出・相談、医療機関の受診等の際に手話通訳者を派遣します。	①手話通訳配置 週5日・通訳活動 84件 ②手話通訳派遣 3人・3回 (令和7年3月31日時点)	①手話通訳配置 週5日・通訳活動 64件 ②手話通訳派遣 14人・7回 (令和7年12月17日時点) ③電話リレーサービス（手話リンク）の導入に向け、関係部局と調整を行った。（令和8年度導入予定）	実施	①来庁舎へのコミュニケーション支援を図るため、「手話通訳者配置事業」を実施し、役場に手話通訳者を配置した。 ②委託により、公的機関への届出や相談、医療機関の受診などの際に手話通訳者を派遣する「手話通訳者派遣事業」を実施した。 ③電話リレーサービス（手話リンク）の導入に向け、関係部局と調整を行った。（令和8年度導入予定）	継続実施	福祉推進課
② 要約筆記による意思疎通支援	●要約筆記やICTを活用した意思疎通支援を検討します。 ●公的機関への届出・相談、医療機関の受診等の際にパソコン要約筆記者を派遣します。	②パソコン要約筆記者派遣 実績なし	②パソコン要約筆記者派遣 実績なし（R7年12月17日時点）	実施	①社協所属の要約筆記ボランティアサークルは解散しており、町内には活動ボランティアグループはいない。 ②委託により、「パソコン要約筆記者派遣事業」を実施している。	要約筆記者の確保を図るとともに、電子機器（その場で音声を文書化する機器等）の活用も検討	福祉推進課

2. 生活環境の整備

6-2-(1) 福祉のまちづくり

⇒計画冊子 P38

① 公共施設のバリアフリー化	●手すりやスロープ、視覚障害者誘導用ブロック、オストメイト対応を含む多目的トイレ等の設置を進めます。 ●ユニバーサルデザインの観点から、施設照明のLED化による視認性の向上や、障害特性に配慮した分かりやすい案内表示（ふりがなや点字の併記、色づかいへの配慮、文字でなく絵やマークで場所を表すなど）に努めます。	令和6年度島本町バリアフリー基本構想継続協議会を书面開催し、バリアフリーに関する意見収集に努めた。	令和7年度島本町バリアフリー基本構想継続協議会の開催を予定しており、バリアフリーに関する意見収集に努める。	実施	島本町バリアフリー基本構想に基づき、適宜バリアフリー化に努めた。	引き続き公共施設のバリアフリー化に努める。	各施設所管課 都市計画課
----------------	--	---	---	----	----------------------------------	-----------------------	-----------------

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）		課題・今後の方針	所管課
②道路・公園のバリアフリー化	●障害者が安全で快適に移動できるよう、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩道のバリアフリー化を図るとともに、歩道の設置、交差点改良等の道路の整備・改善を進めます。	・町道水無瀬青葉1号幹線において、起伏や横断的に急勾配となっている箇所が3箇所あり、令和5年度から緩和するための工事を計画的に進めており、令和6年度は2箇所目の改良工事を実施した。	・町道水無瀬青葉1号幹線において、起伏や横断的に急勾配となっている箇所が3箇所あり、令和5年度から緩和するための工事を計画的に進めており、令和7年度は3箇所目の改良工事を実施。	実施	道路の急勾配を解消し、道路のバリアフリー化を図った。	継続実施	都市整備課
	●公園において、段差解消等のバリアフリー化やベンチ等の利用者が休憩する場所の充実を図ります。	・公園各所における老朽化したベンチの交換などを適宜行った。 ・「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化に向けた公園整備を行い、公園利用者の安全を確保した。	・公園各所における老朽化したベンチの交換などを適宜行った。 ・「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化に向けた公園整備を行い、公園利用者の安全を確保する。	実施	町の管理する公園において、ベンチの修繕等を実施し、休憩場所の確保に努めた。	継続実施	都市整備課
③住宅のバリアフリー化	●重度障害者に対し、バリアフリー化のための住宅改修費用の助成を行います。	①住宅改造助成事業 0件 ②小規模改修費の支給 0件	①住宅改造助成事業 1件 ②小規模改修費の支給 1件 （令和8年1月末時点）	実施	①重度障害者（身体・知的）を対象に、バリアフリー化のための改修費用（最大100万円）を助成する「住宅改造助成事業」を実施した。 ②日常生活用具事業の一環として、「居宅生活動作補助用具」の給付（手すり設置など小規模改修費の支給・助成限度額20万円）を実施した。	継続実施	福祉推進課

6－2－（2） 外出・移動の支援

⇒計画冊子 P39

① 自動車利用の支援	●身体障害者が自ら所有し運転する自動車の改造費用の助成を行います。 ●身体・知的・精神障害者の自動車運転免許取得費用の助成を行います。	①自動車改造助成 0件 ②免許取得助成 0件	①自動車改造助成 0件 ②免許取得助成 0件 （令和8年1月末現在）	実施	①身体障害者が自ら所有し運転する自動車の運転装置等の改造費用を助成し、社会参加を支援する「身体障害者自動車改造助成事業」を実施した。 ②身体・知的・精神障害者に対して運転免許取得費用の一部を助成する「障害者自動車運転免許取得助成事業」を実施した。	継続実施	福祉推進課
② タクシー利用の支援	●タクシー・介護タクシーの利用料の軽減のため、重度障害者に対する移送サービス（タクシー代助成）を実施します。	①移送サービス（タクシー代助成）を実施。 対象者63人・助成額1,199,380円	移送サービス（タクシー代助成）を実施。 対象者56人・助成額680,848円 （令和7年12月末時点）	実施	町単独事業として「移送サービス事業」を実施し、重度障害者に対し、通院・通所・役場来訪等に係るタクシー料金（1日3,000円限度・月3回まで）を助成した。	継続実施	福祉推進課
③ バス利用の支援	●障害者とその介助者の外出を支援するため、「福祉ふれあいバス」を運行します。	高齢者や障害者等の外出支援（買い物、通院、公共施設の利用等）のため、町内巡回の福祉ふれあいバスを運行した。 令和6年度 延利用者28,355人	高齢者や障害者等の外出支援（買い物、通院、公共施設の利用等）のため、町内巡回の福祉ふれあいバスを運行する。 令和7年12月末時点 延利用者22,883人	実施	福祉ふれあいバスを運行	継続実施	高齢介護課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）		実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
④ 外出介助サービスの実施	●障害者総合支援法に基づく移動支援（ガイドヘルプサービス）、同行援護により、外出支援を行います。	①移動支援を実施 645人・3,344回 ②同行援護を実施 8人・290回	①移動支援を実施 496人・2,011回 ②同行援護を実施 6人・177回 （令和7年12月末現在）	実施	①外出が困難な障害者・児（全身性障害者・知的障害者・精神障害者）に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出介助を行った。 ②視覚障害者に対する外出介助サービスとして「同行援護」の提供を行った。	継続実施	福祉推進課
	●町独自事業として、通学通所支援者派遣事業を実施します。	通学通所支援者派遣事業を実施 2人・58回	通学通所支援者派遣事業を実施 3人・57回（令和8年1月末時点）	実施	障害児（者）の日々の通学又は通所において、単独による通学又は通所が困難な方の移動支援等のサービス実施した。	継続実施	福祉推進課

6－2－（3）交通安全対策の推進

⇒計画冊子 P40

① 交通安全のための環境づくり	●関係機関・団体との連携により、運転者安全講習会、交通安全教室の開催、通学路の点検、交通安全街頭PRなどを行います。 ●●駅前周辺や歩道等において、通行の安全確保や事故防止を図るため、警察と連携した不法駐車取締まりや放置自転車等の撤去及び啓発に努めます。	①交通安全教室(開催16回、参加1,449人)などを実施。 ②放置自転車等撤去を実施。(実施24回、撤去台数32台)	①交通安全教室(開催15回、参加1,303人)などを実施。 ②放置自転車等撤去を実施。(実施24回)	実施	①島本町交通安全推進協議会により、高槻警察署、高槻交通安全協会等の関係機関や町内の関係団体と連携し、運転者安全講習会、交通安全教室、通学路の点検、交通安全街頭PRなどを実施した。 ②放置自転車等禁止区域における放置自転車等の撤去をはじめ、不法屋外広告物の撤去、警察と連携した不法駐車防止のための啓発等を行い、駅前周辺や歩道における通行の安全確保・事故防止を図った。	継続実施	都市整備課
② 交通安全施設の整備	●ガードレール・カーブミラー・路面標示など、交通安全施設の新設及び維持管理を行います。 ●音響信号の設置を促進します。	町立小学校の要望を受け、各小学校の通学路における危険箇所の交通安全施設の設置・維持管理を実施。	町立小学校の要望を受け、各小学校の通学路における危険箇所の交通安全施設の設置・維持管理を実施。	実施	ガードレール、カーブミラー、路面表示などの交通安全施設の設置及び維持管理を行った。	継続実施	都市整備課

3. 安全の確保

6－3－（1）災害時・緊急時の支援体制の充実

⇒計画冊子 P41

① 防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	●防災ハザードマップを更新・配布し、防災について啓発を行うとともに、危険区域や避難所等の周知に努めます。	7団体262人に出張講座を行った	住民への周知を図るため、自主防災会などに出張講座等を行い、防災ハザードマップの活用方法について周知を実施した。	実施	地震・水害・土砂災害・避難所等の情報を掲載した「防災ハザードマップ」を作成・配布する。	適宜更新し、継続実施する。	危機管理室
	●町防災訓練の実施や地域の防災訓練の開催支援により、住民の防災意識の高揚を図ります。また、障害者施設での避難計画の策定や訓練の開催を支援するとともに、障害者（団体・事業所等）の訓練への参加促進を図ります。	①6月7日に総合防災訓練を実施した。 ②1月19日に防災とボランティア訓練を実施した。	11月13日に車椅子利用者でも使用可能なマンホールトイレ組み立て設置訓練を実施した。	実施	①総合防災訓練や防災とボランティア訓練に障害者や障害者団体、事業所等の訓練参加を図る。 ②自主防災会等による地域での防災訓練開催を支援する。	障害者（障害者団体・事業所等）の訓練への参加促進を図る。	危機管理室 福祉推進課
	●障害者や高齢者等、すべての住民の安全確保に留意した自主防災組織の育成を進めます。	①自主防災組織の結成・運営支援を実施した。 組織数25 ②自主防災会等への「出張講座」を実施した。	①自主防災組織の結成・運営支援を実施する。 組織数25 ②自主防災会等への「出張講座」を実施する。	実施	①自主防災組織の設立支援、資機材購入補助を実施する。 ②自主防災会・自治会等を対象にした「出張講座」を実施し、地域住民の防災意識の高揚に努める。	全世帯における自主防災組織の加入率は約5割であるが、今後も未組織地域での設立支援に努める。	危機管理室

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）		実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
② 災害時の物資確保の充実	●災害時に障害者の生活や身体機能の維持に必要な資機材や食品、医薬品等を確保するため、備蓄や関係機関との連携等の取組を進めます。また、自助として家庭での備蓄を促進します。 ●人工呼吸器を装着する身体障害者・難病者に対し、災害時の停電に備えた自家発電機・バッテリー（日常生活用具）を給付します。	障害者日常生活用具の給付対象である「人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー」の基準額等を拡充➡バッテリーの基準額を20万円に倍増＋複数給付可能に。発電機を分離してバッテリーと両方給付可能とした。	障害者日常生活用具制度を活用して「人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー」を給付。	実施	日常生活用具制度を活用して、人工呼吸器使用者にバッテリー・自家発電機を給付している。R6年度には基準額・給付個数の拡充を実施。	他市の状況を参考に、対象者要件の見直し（人工呼吸器使用者以外への拡充）を検討	福祉推進課
		①避難所開設時には高齢者へ優先的に段ボールベッドを提供する。 ②災害用備蓄品として高齢者食を購入した。	①避難所開設時には高齢者へ優先的に段ボールベッドを提供する。 ②災害用備蓄品として高齢者食を購入した。 ③高齢者等足腰の弱い人でも使いやすい災害時用トイレを購入する。	実施	①避難生活の長期化に配慮して、島本町社会福祉施設地域貢献連絡会と協定を締結し、福祉避難所の拡充に努る。 ②簡易ベッド、オストメイトトイレなどの備蓄を実施する。	備蓄物資の拡充と合わせ、自助としての家庭での備蓄の推進を図る必要がある。	危機管理室
③ 避難行動要支援者への支援体制の充実	●「避難行動要支援者登録制度」を適切に運用し、対象者への周知、情報の登録・更新、支援機関との共有を行います。 ●関係事業所等と連携し、災害リスク等から優先度の高い登録者を中心に、「個別避難計画」の作成を推進します。 ●登録情報や個別プランを共有して災害時の連携を図るため、自主防災会など地域の支援機関との情報共有に係る協定の締結を推進します。	①名簿を更新して、協定締結団体に配布 ②支援団体を増やすため周知を図った。 ③委託による個別避難計画作成（福祉事業者等3者と契約）作成件数：31件	①名簿を更新して、協定締結団体に配布 ②支援団体を増やすため周知を図る。 ③委託による個別避難計画作成（福祉事業者等8者と契約）作成件数：56件（令和7年12月17日時点）	実施	H28年度から実施する「避難行動要支援者登録制度」を運用し、名簿の新規登録・更新、支援機関との共有を実施している。 長年の課題であった「個別避難計画」の作成にR5年度から着手（試行作成）→R6年度から事業所に委託して本格作成を開始している。	福祉事業所への作成委託により、災害リスク等から優先度の高い登録者を中心に「個別避難計画」の作成を推進していく。 ※R7年度は作成委託事業者を数者増やし、さらに作成を推進する。	福祉推進課 危機管理室
④ 災害時の情報伝達体制の整備・充実	●防災行政無線、広報車、SNS・メール、町ホームページ、地域の支援機関からの声かけ等、多様な情報伝達手段により、災害情報や緊急情報を迅速に伝達する体制の整備・充実に努めます。	①広報に災害特集記事を掲載した。 ②防災行政無線の自動応答ダイヤルの通話料無料化を実施した。	①広報6月～8月号に町の防災施策の取組を掲載した。 ②防災行政無線の自動応答ダイヤルの通話料無料化を継続した。	実施	災害時の情報伝達方法の多チャンネル化を図る。	防災行政無線の難聴地域への対策と情報取得方法の周知を進める必要がある。	危機管理室
⑤ 避難所の確保・充実	●指定避難所や避難地の確保と施設・設備の充実に努め、障害者や高齢者の避難施設となる福祉避難所のさらなる確保に取り組めます。 ●災害時の避難生活において、障害者に配慮した避難所運営、情報提供、意思疎通支援等を行うための体制づくりを進めます。	福祉施設との協定を継続し、災害時の在宅要配慮者への支援強化を図った。	福祉施設との協定を継続し、災害時の在宅要配慮者への支援強化を図った。	実施	避難所・避難地等を確保し、災害時の対応に備える。 避難所開設時には、福祉避難所を開設して対応する。	島本町社会福祉施設地域貢献連絡会と連携して、福祉避難所の円滑な開設方法を検討する必要がある。 自主防災組織と連携して、避難支援を行う体制づくりを進める必要がある。	危機管理室
		防災部局と連携して検討を進めた。	防災部局と連携して検討を進める。	検討中	災害時の避難生活において、障害者に配慮した情報提供、コミュニケーション支援が図れるよう、防災部局と連携し、検討を進める。	防災部局と連携し、検討を進める。	福祉推進課
⑥ 緊急通報システムの運営	●ひとり暮らしの重度身体障害者・高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、急病や事故等のときに電話回線を通じてセキュリティ会社に通報する緊急通報システムの運営を行います。	緊急通報装置を設置し、緊急搬送されたケースの把握・安否確認のための電話連絡を実施した。 設置台数 171件（令和7年3月末時点）	緊急通報装置を設置し、緊急搬送されたケースの把握・安否確認のための電話連絡を実施する。 設置台数 176件（令和7年12月末時点）	実施	緊急通報装置設置事業を実施した。	継続実施	高齢介護課
⑦ ファックス・メールでの緊急時の通報への対応	●電話での119番通報が困難な聴覚・音声言語機能障害者等を対象に専用ファックス用紙を配布し、火災・救急時のファックス通報に対応します。また、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービス「NET119」の周知を図ります。 ●電話での110番通報が困難な聴覚・音声言語機能障害者等に対し、警察のファックス110番、メール110番等の制度の情報提供を行います。	スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービス「NET119」による通報は1件である。	スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービス「NET119」による通報は0件である。（令和7年12月時点）	実施	電話での119番通報が困難な聴覚・言語障害者等を対象に、緊急通報ファックス用紙を配布し、火災・救急時の通報に対応している。また、スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報できるサービス「NET119」を周知し対応している。	継続実施	消防本部
		障害者福祉の手引き・ホームページにおいて、ファックス110番などの周知啓発を実施した。	障害者福祉の手引き・ホームページにおいて、ファックス110番などの周知啓発を実施。	実施	「障害者福祉の手引き」、町ホームページにおいて、ファックス119番、ファックス110番、メール110番の制度の情報提供を行った。	継続実施	福祉推進課

行動計画	取組内容（計画の記載内容）	令和6年度（実績）	令和7年度（見込）	実施状況まとめ（R6～R11年度）	課題・今後の方針	所管課
------	---------------	-----------	-----------	-------------------	----------	-----

6－3－（2） 防犯・消費者保護対策の推進

⇒計画冊子 P43

① 防犯体制の整備	●警察・防犯委員会等と連携し、啓発やパトロール等を行うとともに、防犯灯の設置など犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。	①12月20日に歳末警戒パトロールを実施した。 ②12月26日に歳末特別警戒激励訪問を実施した。 ②防犯灯の設置・修繕を適宜実施した。	①12月19日に歳末警戒パトロールを実施した。 ②12月26日に歳末特別警戒激励訪問を実施した。 ②防犯灯の設置・修繕を適宜実施した。	実施	①防犯委員会、高槻警察署等との連携により、パトロールや啓発を実施する。 ②防犯灯の設置・修繕を実施する。	継続実施	危機管理室
	●不審者情報等のメール・LINE配信により、安全確保のための情報提供を行います。	しまもとタウンメールと町公式LINEを活用し、安全確保のための情報の配信を実施した。	しまもとタウンメールと町公式LINEを活用し、安全確保のための情報の配信を実施した。	実施	しまもとタウンメールと町公式LINEを活用し、不審者情報等の情報発信に努める。	継続実施	政策企画課
	●通学の安全確保を図るため、登下校時の安全ボランティアによる見守りや、防犯カメラの維持管理を行います。	【教育推進課】 ①安全ボランティアによる登下校時の見守りを実施した。 【危機管理室】 ②防犯カメラの維持管理を行った。	【教育推進課】 ①安全ボランティアによる登下校時の見守りを実施する。 【危機管理室】 ②防犯カメラの維持管理を行った。	実施	【教育推進課】 ①学校安全ボランティアによる登下校時の見守り活動を実施した。 【危機管理室】 ②主要な通学路に設置した防犯カメラの維持管理を行った。 （防犯カメラの管理については、令和6年4月から教育総務課→危機管理室へ移管）	継続実施	①教育推進課 ②危機管理室
② 消費者保護対策の推進	●悪質商法等による被害を防止し、被害を受けたときの相談支援や事業者への指導等を行うため、消費生活相談等の消費者保護対策を推進します。	①消費生活相談を実施 週3回実施 ②消費啓発出前講座を実施 0回	①消費生活相談を実施 週3回実施 ②消費啓発出前講座を実施 3回（令和8年1月23日時点）	実施	①悪徳商法や商品の安全性などに関する相談に応じる「消費生活相談」を週3回ふれあいセンターで実施した。 ②消費者問題について住民に啓発するため、「消費啓発出前講座」の充実を図る。	継続実施	にぎわい創造課